

富士箱根伊豆国立公園

富 士 山 地 域 管 理 計 画 書

平成12年1月

環境庁自然保護局

南関東地区国立公園・野生生物事務所

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1 富士箱根伊豆国立公園富士山地域の概要・・・・・・・・	1
第2 管理計画区設定方針・・・・・・・・	9
第3 富士山管理計画区・・・・・・・・	11
1 管理の基本的方針・・・・・・・・	11
(1) 保護に関する方針・・・・・・・・	11
(2) 利用に関する方針・・・・・・・・	11
2 風致景観の管理に関する事項・・・・・・・・	13
(1) 許可、届出等取扱方針・・・・・・・・	13
(2) 公園事業取扱方針・・・・・・・・	15
3 地域の開発、整備に関する事項・・・・・・・・	19
(1) 自然公園施設・・・・・・・・	19
(2) 一般公共施設・・・・・・・・	19
4 土地及び事業施設の管理に関する事項・・・・・・・・	19
国有財産の管理・・・・・・・・	19
第4 富士山北麓管理計画区・・・・・・・・	20
1 管理の基本的方針・・・・・・・・	20
(1) 保護に関する方針・・・・・・・・	20
(2) 利用に関する方針・・・・・・・・	21
2 風致景観の管理に関する事項・・・・・・・・	23
(1) 許可、届出等取扱方針・・・・・・・・	23
(2) 公園事業取扱方針・・・・・・・・	30
3 地域の開発、整備に関する事項・・・・・・・・	44
(1) 自然公園施設・・・・・・・・	44
(2) 一般公共施設・・・・・・・・	44
(3) その他の大規模開発・・・・・・・・	44
4 土地及び事業施設の管理に関する事項・・・・・・・・	44
(1) 国有財産の管理・・・・・・・・	44

第5	富士山南麓管理計画区	4 5
1	管理の基本的方針	4 5
(1)	保護に関する方針	4 5
(2)	利用に関する方針	4 6
2	風致景観の管理に関する事項	4 7
(1)	許可、届出等取扱方針	4 7
(2)	公園事業取扱方針	5 3
3	地域の開発、整備に関する事項	6 3
(1)	自然公園施設	6 3
(2)	一般公共施設	6 3
(3)	その他の大規模開発	6 3
4	土地及び事業施設の管理に関する事項	6 3
(1)	国有財産の管理	6 3
第6	利用者の指導等に関する事項（各管理計画区共通）	6 3
1	自然解説	6 3
2	利用者の誘導、規制	6 4
3	利用者の安全対策	6 4
4	快適な利用の維持対策	6 4
第7	地域の美化修景に関する事項（各管理計画区共通）	6 4
(1)	美化清掃計画	6 4
(2)	修景緑化計画	6 5
第8	その他関連事項	6 5
資料	・ 主な清掃団体等一覧表	6 6
別添	・ 富士箱根伊豆国立公園に係る特定地域における特定行為の認定について	6 7
別図		7 7

はじめに

富士箱根伊豆国立公園の富士山地域は、山梨、静岡の両県にまたがり、関係市町村は5市4町6村にわたっている。

我が国最高峰の富士山（標高 3,776m）を中心に、東に石割山や三国山、西に長者ヶ岳、毛無山、南に越前岳、北に御坂山、木無山等の山々に囲まれ、富士五湖と呼ばれる山中湖、河口湖、西湖、精進湖、本栖湖を擁し、また、富士山麓の溶岩流の上に広がる青木ヶ原樹海といった原生林等山岳、湖、森の一体的景観を呈する 60,591ha の地域である。

中でも、均整のとれた姿の美しい成層火山の富士山、山麓には、溶岩流が残した風穴・氷穴と呼ばれる溶岩洞穴、溶岩樹型、丸尾地形や溶岩流上に形成された原生林の青木ヶ原樹海及び富士山に降った雪や雨が湧水として現れる猪之頭・白糸の滝等は本地域を特徴づけるものである。

富士箱根伊豆国立公園は、昭和11年2月1日に富士箱根国立公園として指定されている。富士山地域は、昭和50年2月21日梨ヶ原地区が追加され、昭和56年6月20日に須走地区の区域変更が行われた経緯をたどり、平成8年7月16日富士山地域全体の公園計画再検討を終了している。

近年、高速交通網の発達等社会経済環境の変化は、山岳高標高地までの車道の開設、造林地の拡大や奥地への林道の延長等を誘発し、自然景観を変化させ、富士山では、五合目への車道の開設による過度な利用者の集中やオフロード車による植生の踏み荒らし等の新たな問題が惹起された。このため、公園計画再検討においては、核心的な火山地形を有する地域、側火山（寄生火山）、特異な火山地形（溶岩洞穴や溶岩樹型）を有する地域、優れた自然林を有する地域等は特別保護地区あるいは第1種特別地域に指定し、さらに車馬の乗り入れ規制地域の拡大等により、風致景観の保護を図っている。

本管理計画は、このような地域の現況、特性を踏まえ、自然の保全と各種行為との調整の円滑化並びに快適な利用環境の創出を図るため、地域の実情に適合した公園管理の方針を作成するとともに、自然を対象とした適正な公園利用の促進を図ることを目的とするものである。

なお、本管理計画は、従来から行ってきた管理指導方針を集成し、これを必要に応じて見直し、あるいは不足する事項については新たに管理指導の方針を定め、これらを管理計画書としてとりまとめて作成したものである。

第1 富士箱根伊豆国立公園富士山地域の概要

① 自然環境

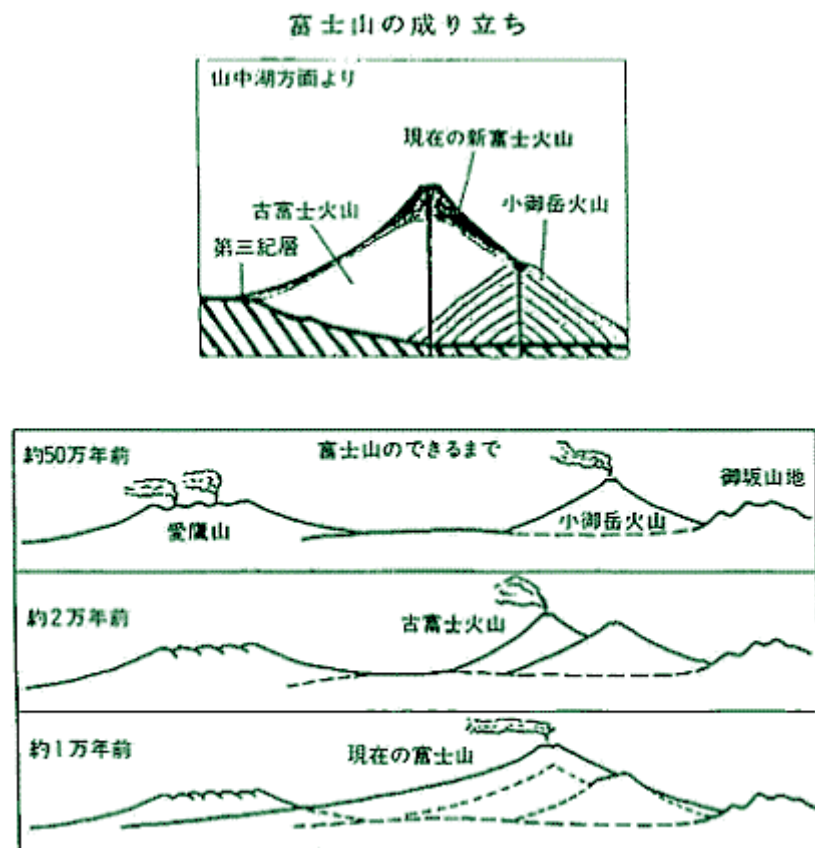
ア 地形、地質

富士山の山体は、愛鷹山・小御岳火山、古富士火山、新富士火山の3世代にわたる火山活動によって形成された。小御岳火山は、今から20万年以上前に活動を停止したと考えられており、現在は、山梨県側の富士スバルライン五合目の小御岳神社付近（標高約2,300m）に山頂部をのぞかせているにすぎない。

古富士火山は、現在の富士山の土台となった火山で、約10万年前から1万年前にかけて活動したとされている。古富士の噴火口は新富士火山噴火口のほぼ真下と

され、現在は新富士火山に覆い隠されているが、1707年の宝永の噴火によってその頂上の一部が出現し、その部分は現在では赤岩と呼ばれている。現在の富士山を形作った新富士の活動は、約1万年前に始まったとされ、1707年の宝永の噴火に至る1万年程の間に100回を超す噴火を繰り返したと考えられる。この間の爆発的噴火に伴う火山灰やスコリヤ等の頻繁な噴出の結果、今日の富士山が誕生した。

富士山は典型的な成層火山として世界的に有名であるが、過去何度かの噴火や溶岩の流出の際に出来た宝永山や大室山等の寄生火山が各所に見られる他、山麓においては火山活動のため、御坂山系と富士山の間の凹地を富士の溶岩が堰止めて出来た山中湖、河口湖、西湖、精進湖、本栖湖の火山性堰止湖（通称 富士五湖）、溶岩の流下に伴って形成される熔岩洞穴、溶岩流に取り囲まれて燃え尽きた樹木の跡を残す溶岩樹型、忍野八海、白糸の滝等水量豊かな湧水を見ることができる。



イ 植生

富士山の植生を、気候条件をもとに、地理的・地質的条件及び土地利用等の富士山の特殊性を加味して、次の4つの地域に分類して植物相及び植生の概要を整理すると次のとおりである。

寒 帯 域：概ね標高2,500mの森林限界以上の寒冷で植物の分布が希な高山・火山高原域

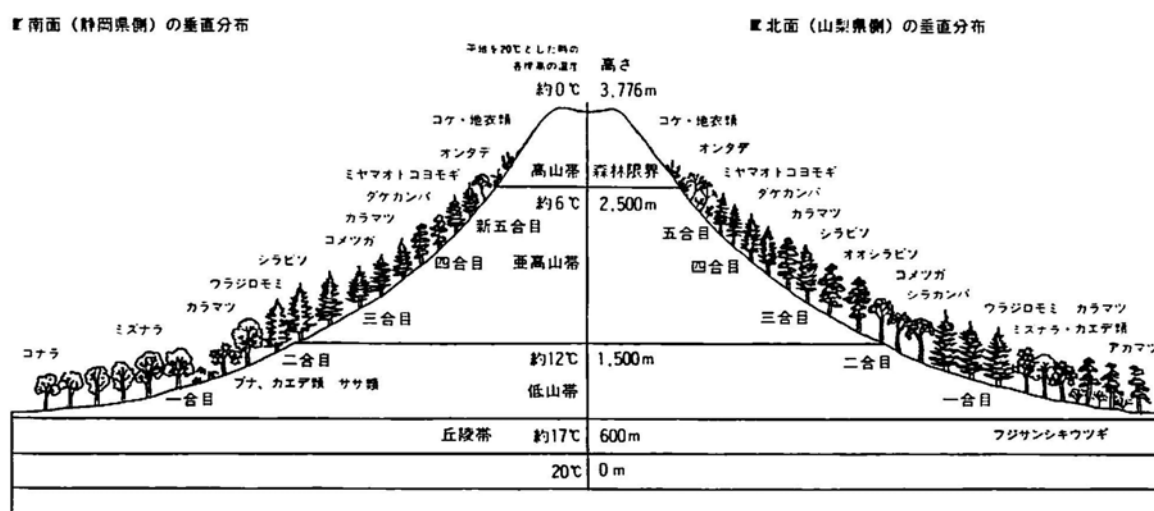
亜寒帯域：概ね標高1,800m～2,500mの亜高山性の針葉樹林が分布する地域

温 帯 域：概ね標高1,000m～1,800mの森林域
(ウラジロモミ林、ブナ林、ブナ・ミズナラ二次林等)

暖 帯 域：概ね1,000m以下の温暖な地域（スギ・ヒノキ人工林、クリ・コナラ二次林、ススキ草原、湿地等）

富士山は、我が国で最も大規模な高さによる垂直分布が見られる。それは、氷河期以降の比較的新しい火山で、且つ独立峰であることから他の山岳地域から植物が侵入しにくい。そのため南アルプスや他の高山とは違い、高山植物が少ない山である。このほか富士山の特徴的な植生としては、山中鷹丸尾溶岩流上のハリモミ純林、河口湖スバルライン入り口付近の剣丸尾溶岩流上に生育するアカマツの純林、青木ヶ原溶岩流上のヒノキ、ツガ、カエデ類の広大な原生林等がある。

垂直分布図



(出典：美しい富士山)

ウ 野生動物

富士山に生息している哺乳類は、7目15科37種が記録されており、本州中部地域における中型以上の哺乳類は殆ど生息していると言われている。

鳥類は、14目35科127種が記録され、昆虫類では11目107科694種が確認されている。

富士山の野鳥と蝶

富士山の野鳥と蝶

■富士山の蝶



▲ウラゴマダラシジミ



▲ヤスキマダラヒカゲ

●森林周辺の蝶 ヤマキチョウ、ホシミスジ、ハヤシドリ、キマダラモドキ、フジミドリシジミ、ウラゴマダラシジミなどのシジミ類、ミヤマカラスアゲハ、オナガアゲハなどが住んでいます。その他森林やその周辺の灌原にはヤマキマダラヒカゲ、ヒメキマダラヒカゲなどのヒカゲ類を見ることができます。

●周辺の山にいて富士山に入れない蝶

キバネセセリ、スジグロチャバネセセリ、ヒメギフチョウ、ウラミスジシジミ、ウラクロシジミ、ジョウゲンミドリ、スギタニルシジミ、クロツバメシジミ、コヒョウモンモドキ、ヒョウモンモドキ、コヒオドシ

富士山は周辺の山々にくらべると、新しくできたので動物や植物は侵入途中です。特に蝶などにははっきりと食べる植物が決まっている種類ではエサとなる植物がないので、御坂山地のような周辺の山に住んでいても、富士山には一歩も踏み込めない蝶が数多く見られます。

●草原性の蝶

ギンイチモンセセリ、ホシチャバネ、ヘリグロチャバネ、アカセセリ、ヒメシロチョウ、ゴマシジミ、ヒメシジミ、アサマシジミ、ミヤマシジミ、ヒョウモンチョウ

〈森林周辺の蝶〉



ヤマキチョウ

フジミドリシジミ

ヒメギフチョウ

■富士山の野鳥

垂直分布図

■南面（静岡県側：富士宮登山道）

ビンズイ、キウイタタキ、ルリビタキ、メボソムシクイ、ミソサザイ、ヒカラ、ツツドリ、コジュケイ、コルリ、コゲラ、キビタキ、トラツグミ、ヤフサメ、ウソ、ツミなど

ウグイス、コガラ、ハシブトガラス、カケス、シジュウカラ、アカハラ、アオジ、コゲラ、マミシロ、ホトトギス、ー

ーアカゲラ、ヤマガラ、アオバト、ホオジロ、イカル、ヤマドリ、コマドリ、カッコー、エナガなど

丘稜帯 約17℃ 600m

20℃ 0m

平地を20℃とした時の
各標高の温度

高さ

約0℃

3,776m

約6℃

2,500m

約12℃

1,500m

約17℃

600m

20℃

0m

頂上

高山帯

森林限界

高山帯

垂直高山帯

低山帯

ルリビタキ

コゲラ

アカゲラ

シジュウカラ

イワツバメ

イワヒバリ

イワツバメ

イワヒバリ

アマツバメ

カヤクグリ

アマツバメ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

カヤクグリ

■北面（山梨県側：吉田口登山道）

ウソ、ルリビタキ、メボソムシクイ、キジバト、ミソサザイ、ビンズイ、ヒガラ、ハシブトガラス、キウイタタキ、コゲラ、キバシリ、コマドリ、エゾビタキ、ツツトリ、コガラ、アオゲラ、ホンカラスなど

アカハラ、モス、ホトトギス、セントタイムクイ、ヤマガラ、メンロ、ホオジロなど

ゴジュウカラ、ウグイス、カケス、キビタキ、ジュウイチ、コルリ、カッコー、シジュウカラ、アオジ、ー

（出典：美しい富士山）

工 氣象

富士山の五合目以上の気象条件は厳しく、山頂の年間平均気温は -6.6°C であり、9月上旬には初冠雪が見られる。独立峰であることから、突風、旋風が生じやすく、雪崩も多く発生している。富士山には独特な突風域、強風域、雪崩の多い地域ができていると言われている。

また、気象上の特徴の一つとして、上昇気流に伴って笠雲、吊し雲等の様々な形態の美しい雲が発生し、富士山の景観を形成する重要な要素になっている。

富士山と河口湖の気温

月別平均気温

統計期間 1961～1990 (河口湖測候所・富士山測候所)

	1	2	3	4	5	6	7	8
富士山頂	-18.9	-18.0	-15.1	-8.5	-3.9	0.6	4.5	6.0
河口湖	-1.2	-0.5	2.7	8.9	13.5	16.9	20.8	21.7

	9	1 0	1 1	1 2	全年
富士山頂	2.6	-3.8	-9.5	-15.6	-6.6
河口湖	17.7	11.6	6.7	-1.5	10.1

富士山頂の気象に関する記録

(富士山測候所)

気 温	最高 17.8℃ (1942.8.13)	最低 -38.0℃ (1981.2.22)
気 圧	最高 658.0mb (1947.8.14)	最低 601.5mb (1950.1.11)
風 速	最大風速 72.5m/s	平均 1月 22.8m/s 8月 10.1m/s
年 間 暴風日数	324日 (10分間平均風速の1m/s以上を観測した日数)	

才湧水

富士山は多雨地帯で、年間の降雨量は 20 億 m^3 と言われ、降った雨は大部分地下に浸透して山麓の各所に湧水として出現しており、代表的なものとしては、北斜面に

においては富士吉田・忍野湧水群、南東側の富士山溶岩（流）末端には柿田川や三島湧泉群、南斜面には吉原湧水群、西斜面には富士宮、白糸、猪之頭湧水郡が知られている。

カ その他人文景観

富士山の火山活動は奈良時代の末期から平安時代まで特に熾烈であり、その後約 1000 年間断続的に続いた。延暦 19 年（800 年）の大爆発で当時の足柄路は閉ざされ替わりに箱根路が開かれた。貞観 6 年（864 年）には富士山西北麓の寄生火山の噴火によって「せのうみ」が精進、西、本栖の 3 湖に分かれ、熔岩流は青木ヶ原となった。こうした火山活動を鎮めるため、およそ 2000 年前に浅間大神と称えられる水徳の神「木花之佐久夜毘売（コノハナノサクヤヒメ）」を祀るようになった。これが北海道から九州まで 1316 社あるといわれている浅間神社の総本宮である、富士宮市に鎮座する富士山本宮浅間大社である。富士山富士宮口頂上には浅間大社奥宮があり、吉田須走口頂上にある久須志神社は奥宮の末社であって、富士山鎮護の社である。また、ほぼ近時代に祀られた北口本宮富士浅間神社は富士登拝が盛んになるにつれ、その登山口として発展し、伝統的な衣装による富士講が今でも残っている。

鎌倉時代の幕開けに大きな役割をはたした甲斐源氏の本拠地であった甲斐府中と鎌倉を直結するための道が鎌倉往還である。梨ヶ原地区の国道 138 号沿線はわずかに鎌倉往還の面影を残している。

江戸時代に入り、宝永 4 年（1,707 年）に噴火があったが、これ以後富士山の大きな活動はない。宝永の噴火は宝永山を生み、被害は富士山麓の 59 ヶ村、戸数 5,544 戸、27,322 人に及んだと言われている。

キ 利用の現況

本地域は、年間を通して利用者が多く（約 3,000 万人）、利用の中心地は富士山及び富士五湖周辺で、本地域へのアクセスとして高速交通網が発達しており、関東地方からの利用者が最も多く、山梨県を含めた中部・甲信越地方がこれに次ぎ、近年、関西方面からの利用者の増加が特徴的である。約 7 割が日帰り利用であり、宿泊も短期滞在型が主流である。交通手段は自家用車が最も多い。

富士山の利用は主に五合目以上の登山利用と、五合目までの自動車利用の 2 形態に分けられ、登山者は子供から老人まで広い年齢層に及んでおり、形態もレクリエーション登山が大半である。

年間約 30 万人の登山者の殆どが開山期間である 7～8 月の 2 ヶ月に集中するが、登山道沿いは風が強く、酸素も希薄であるため、富士山の登山は厳しい利用環境である。

登山口は数ヶ所あるが、山麓から五合目までの登山道の利用は少なく、専ら五合目以上の山梨県側の富士吉田口及び静岡県側の富士宮口、御殿場口、須走口からの利用に偏っている。

五合目へ到達する車道は、富士登山（河口湖口）線道路（車道）（通称「富士スバルライン」）及び富士宮口登山線道路（車道）（通称「富士山スカイライン」）がある。利用が集中する夏期には、自動車利用適正化のためのマイカー規制を実施している。

富士山麓の富士五湖及びその周辺における利用形態としては、休養、ドライブ、自然探勝、キャンプ、テニス等の屋外スポーツの他、舟遊び、釣り等であるが、富

土山の展望地点における写真撮影等を目的とした利用者も多い。

② 社会経済的背景

ア 土地所有別

本地域は、国有地が 22%、公有地が 40%、私有地が 38%となっている。山梨県側は公有地が 60%あり、県有林の占める割合が高く、静岡県側は国有地が 46%であり、国有林の占める割合が高い。

(国有林 10,799ha、国有地 2,188ha、公有地 24,631ha、私有地 22,973ha)

イ 人口及び産業

本地域は、山梨県、静岡県の 2 県、5 市 4 町 6 村にまたがっており、関係市町村の定住人口は公園外の都市圏を含んで約 61 万人に達する。第 3 次産業従事者が多いが、公園内においては観光業従業者の占める割合が高い。

③ 富士箱根伊豆国立公園富士山地域の指定及び公園計画の概要

○公園区域

昭和11年2月 1日	公園区域の指定
平成 8年7月16日	公園区域及び公園計画再検討

○保護計画

昭和13年5月13日	特別地域の指定
昭和42年3月29日	特別地域の拡張（表富士道路沿線）
昭和50年2月21日	公園区域及び特別地域の拡張（北富士地区）
平成 3年7月20日	乗入れ規制地域の指定
平成 8年7月16日	保護計画の再検討

○利用計画

昭和15年1月11日	利用計画の決定
昭和25年2月 4日	利用計画の追加
以下 適宜利用計画の追加あり	
平成 8年7月16日	利用計画の再検討

④県別面積

（単位ha）

山梨県	静岡県	富士山頂	合 計
36,742 (60.6%)	23,444 (38.7%)	405 (0.7%)	60,591 (100%)

⑤地種区分別面積

（単位ha）

特別保護地区	特 別 地 域				普通地域	合 計
	第1種	第2種	第3種	小 計		
4,642 (7.7%)	3,638 (6.0%)	9,157 (15.1%)	16,402 (27.0%)	29,197 (48.1%)	26,752 (44.2%)	60,591 (100%)

⑥土地所有別面積

（単位ha）

国有地	公有地	私有地	合 計
12,987 (21.4%)	24,631 (40.7%)	22,973 (37.9%)	60,591 (100%)

第2 管理計画区設定方針

本富士山地域は、日本一の標高を持つ富士山を中心として山梨・静岡両県にまたがる面積60,591haのエリアである。この地域を地形及び流域の一体性、風致景観の特性、利用形態、行政区分等を勘案し、富士山の五合目以上から山頂までの富士山管理計画区、富士山の中腹から山麓部までを山梨県域の富士山北麓管理計画区と静岡県域の富士山南麓管理計画区に区分した3つの管理計画区に区分する。（別図参照）

（1）富士山管理計画区

本計画区は、富士山の概ね五合目以上の火山荒原を主体とした標高3,776mの山頂部までの山梨県及び静岡県の同県にかかる富士山本体の区域であって、山頂への主な登山口である富士吉田口五合目、富士宮口新五合目を含む富士山地域の核心部を呈している地区とする。

山梨県（富士吉田市、鳴沢村）

静岡県（富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町）

富士山頂（八合目以上県境未確定）

面積約3,688ha（図上測定）

（2）富士山北麓管理計画区

本計画区は、富士山の山梨県側中腹部（概ね五合目約2,200m）から富士五湖に至る北部山麓で、東に山中湖の石割山、三国山、北に三ツ峠山から三方分山に連なる御坂山系、西に本栖湖の竜ヶ岳の山々に囲まれた地区とする。

山梨県（富士吉田市、上九一色村、下部町、西桂町、忍野村、山中湖村、河口湖町、勝山村、足和田村、鳴沢村）

面積約35,331ha（図上測定）

（3）富士山南麓管理計画区

本計画区は、富士山の静岡県側中腹部（概ね五合目約2,200m）から西と南に広がる山麓部で西方雨ヶ岳から天子ヶ岳に連なる天子山系、南の楯状火山である愛鷹山の一部越前岳を含む地区とする。

静岡県（富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町）

面積約21,572ha（図上測定）

第3 富士山管理計画区

1 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

本管理計画区は、概ね富士山五合目(標高 2,200m)以上にあたり、富士山の火山景観の核心部を呈している。代表的な円錐状の火山(成層火山)であるが、北北西と南南東方向に沿って多数の寄生火山があり、その噴出物が大量に堆積しているため、等高線は同心円ではなく楕円形を描く。御庭と呼ばれる一帯をぬけるお中道あたりが森林限界で、天地の境と呼ばれ夏には花が秋には黄葉が見られる。森林限界から上部(富士山の標高約 2,400~3,300m)は、赤褐色の地肌の露出した火山荒原になっており、オンタデ、イワスゲ、フジハタザオ等が極めてまばらに生育しているにすぎない。

これらの富士山の秀麗な山容、植物の遷移過程及び富士山特有の高山植物群落等自然性の高い植生を保全対象とする。

イ 保全対象の保全方針

保全対象	保 全 方 針
富士山の秀麗な山容 植物の遷移過程 富士山五合目付近の高山植物群落	氷河期が過ぎ去ったあとにできた比較的新しい山であることから、火山荒原に草本から木本への植物の遷移過程が見られる貴重なところである。日本を代表する火山景観である美しい富士山の姿と、学術的にも価値が高い富士山特有の高山植物群落の厳正な保護を図る。

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

富士山の利用は主として五合目以上の登山利用と、五合目までの自動車利用の2形態に分かれる。富士山の登山口は数ヶ所あるが、山麓からの登山道の利用は少ない状況である。登山者のほとんどが開山期間である7~8月の2ヶ月に集中し、年間で約30万人が日本一の高さを有する富士山に登山する。五合目までは、山梨県側の富士吉田口及び静岡県側の富士宮から開設された車道を利用し、大半の人が富士山及び御坂山系を主体とする風景の鑑賞のみで平均1時間程度の滞在である。そのため、歩いて自然とふれあう機会が少ない状況である。

夏期の短期間に利用が集中するため、ゴミ処理問題、し尿処理問題、植生の破壊等自然環境への悪影響や車道の渋滞、五合目駐車場で待機中のバス等による騒音や排気ガスによる利用環境の快適性の喪失等様々な問題が生じている。富士山五合目までの車道の利用における諸問題については、関係機関の協力を得ながら、五合目への過度な利用の集中を抑制するとともに、山麓地区における新たな公園利用地点への誘導を図る等の対策を検討する。

御中道や御庭・奥庭周回、宝永山探勝のための歩道を整備して、自然観察フィールドとして森林植生の保護等に留意しながら散策等大自然とのふれあい利用を促進する。

イ 利用施設の整備及び管理方針

富士山は日本のシンボルであり、また、眺望の対象であるため、利用施設は、景観に配慮した規模及び外観とする。

富士登山の歩道については、安全、快適な利用を推進するため標識等の整備を図

る。

山小屋のトイレについては、環境に優しい排水処理等富士山にふさわしい施設になるよう指導する。

ウ 利用の指導及び利用規制方針

① 利用者の安全対策

関係機関とともに登山道、山小屋、休憩所等の適切な整備と維持管理に努める。
また、事故防止のため指導標、安全柵の設置、点検等を行う他、登山道の状況等を適切に把握し、登山者からの問い合わせ等に迅速に情報提供ができるよう努める。

② 利用者の誘導、規制

関係自治体、自然公園指導員、山岳団体、公園事業者等に広く協力を求め、自然保護思想や公園利用マナーの普及啓発を行う。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

許可、届出等の取扱いについては、「国立公園及び国定公園の許可、届出等の取扱要領」(平成6年9月30日付け環自計第173号・環自国第538号)、「国立公園内(普通地域を除く。)における各種行為に関する審査指針について」(昭和49年11月20日付け環自企第570号)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
1 工作物 (1)建築物	全 域	①基本方針 建築物の新、増築は認めない。ただし、既存の建築物の改築、建て替えのための新築(従前の建築物の規模をこえないものに限る。)又は学術研究その他公益上必要と認められる建築物であって、当該地域以外の地域においてはその目的を達成することができないと認められるものについてはこの限りでない。 ②外部意匠 (1)屋根 ア 原則として切妻等の勾配屋根とする。 イ 原則として色彩は焦げ茶色とする。 (2)壁面 色彩は焦げ茶色又は茶系色とする。
(2)道 路	全路線	①基本方針 道路の新設は認めない。 既存道路の増、改設については、災害復旧又は公益上必要と認められる場合に限り認めるものとする。 ②附帯施設の取扱い 交通安全施設はガードケーブル、ガードパイプを使用し、色彩は、焦げ茶色又は灰色(亜鉛メッキを含む)とする。 ③法面処理方法 (1) 線形を地形に順応させる等により、法面の面積や高さ等を最小限度とするものとする。 (2) 擁壁は、原則として自然石、自然石を模したブロック、その他風致景観に配慮した工法を用いるものとする。 やむを得ずコンクリート擁壁を用いる場合には、壁面を自然石に模した表面仕上げとする。 (3) 法面の緑化手法については、風致景観及び生態系の早期回復を目標とするために、社団法人道路緑化保全協会:「環境庁委託調査国立公園内道路法面緑化状況調査報告書」(1996)で提案されている工法を可能な限り取り入れることとする。 ④残土処理方法 発残土は、原則として公園区域外に適切に搬出処理する。

(3)アンテナ	全 域	①基本方針 屋根の上に設置される放送受信アンテナ等小規模なものを除き原則として許可しない。 ②色彩 原則として灰色とする。
(4)砂防、治山施設	全 域	①基本方針 自然景観と周辺の自然環境に配慮した工事を行うものとする。原則として緑化に当たっては外来種を用いないこと。
2 広告物等の設置又は掲出	全 域	①基本方針 原則として許可しない。ただし、次の要件に適合するものにあつてはこの限りでない。 (1) 美化清掃に関するもの等環境保全の目的上必要と認められるものであること。 (2) 遭難や事故の慰霊牌等の設置は認めない。ただし、地方公共団体又は公的機関が設置する場合はこの限りでない。
3 土石の採取	全 域	①基本方針 露天掘以外の方法によるものであつて災害防止、学術研究（期間を定めたものに限る。）のため等、特に必要なもの以外は原則として許可しない。
4 植物の採取・植栽及び動物の捕獲	全 域	①基本方針 (1) 許可する対象者は、原則として研究実績（研究・調査の実績、経歴を証明できる学術的論文及び経歴書等を添付させる。）のある研究者に限定（同好会、趣味の団体或いは営利企業者は対象としない。）する。 なお、卒業論文等（修士又は博士論文）のために必要とする学生については、所属長の推薦書がある場合に限り認めるものとする。 (2) 既存資料を活用できる場合は極力それを活用し、採取又は捕獲数を必要最小限とする。基本的には1種当たり3点以内に制限する。ただし、動物の捕獲の場合であつて再び放つ場合にあつては、この限りでない。 (3) 長期にわたる行為については、全体計画を示し、期間は必要最小限とする。 なお、申請は毎年とし、前年の状況を明記させることとする。 (4) 学術研究成果で、公園の保護管理に資するものは提出させることとする。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園及び国定公園事業取扱要領」（平成6年9月30日環自計第174号・環自国第541号）によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
1 道路（歩道）	全路線	①基本方針 道路（歩道）は、自然とのふれあいを促進するための基本的な施設であり適切な整備及び維持管理が必要である。 (1) ルートは、単に最短距離で目的地に至るものではなく、興味地点を有効につなぎ、沿線の自然に親しみ、自然を学習するルートとするものとする。 (2) 整備に当たっては、沿道の自然の改変を極力避けるとともに、歩道整備に起因する沿道の洗掘・浸食の予防に努めるものとする。 (3) 沿道の興味地点には、快適に利用するため小規模な休憩施設等を設置するものとする。 (4) 歩道周辺の既に浸食等により荒廃の生じた部分については、土留め等により土壌の安定化を図るとともに、植生回復のための必要な方策を検討するものとする。 ②附帯施設の取扱い ベンチ等附帯施設は、必要最小限の規模にとどめるものとし、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境に調和するようなデザイン、材質、色彩とする。 なお、標識類の規格、デザイン、色彩等は、環境庁自然保護局：「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」（1997年）に基づいて整備を図り、路線毎に統一したものであることとする。 ③管理方法 (1) 管理体制を明確にするとともに、危険個所の点検及び清掃等を定期的実施するものとする。 (2) 利用によって生ずる歩道及び歩道周辺の植生破壊、地形の荒廃、動植物の採取等自然環境への影響の防止のため制札、立入禁止柵等の整備を図るものとする。 (3) ゴミ箱等は、十分な管理と回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミの投げ捨て防止、ゴミ持ち帰り運動のPRを図るものとする。 (4) 設置した指導標は、巡視活動等を行い、維持管理に十分配慮するものとする。 また、老朽化した標識類は、設置者の責任において修理、更新を行うものとする。
2 園 地	御 庭 奥 庭	①基本方針 富士山の景観を活かした園地の整備及び管理を行い、自然探勝、風景鑑賞、野鳥観察等、自然とのふれあいが高まるように配慮するものとする。 ②附帯施設の取扱い

		附帯施設は、必要最小限の規模にとどめるものとする。 休憩所、展望施設、公衆便所、駐車場、案内所等の便益施設を設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境に調和したデザインとする。 なお、施設の規模及びデザイン等については、次の要件に適合したものとする。 (1) 建築物 - ア 規模 最高部の高さは13m以下とする。 - イ 屋根 (ア) 切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。 (イ) 勾配は10分の2以上とする。 (ウ) 色彩は原則として焦げ茶色とする。 - ウ 壁面 努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとする。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は焦げ色又は茶系色とする。 (2) 標識類 園地全体としての統一のとれたデザインとし、自然に対する理解を深め、利用の効果を高めるため適切に設置するものとする。 なお、規模、デザイン、色彩等は、環境庁自然保護局：「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」（1997年）を参考とする。 ③管理方法 (1) 管理体制を明確にするとともに、快適で安全な利用環境を維持するよう努めるものとする。 (2) 危険箇所又は自然環境の保全上必要な場所等には、防護柵、注意標識等を設置し、利用の安全及び自然環境の保全を図るものとする。 (3) ゴミ箱は、十分な管理と回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミの投げ捨て防止、ゴミの持ち帰りのPRを図るとともに、園路、広場の草刈り、園地内の清掃等を定期的に実施するものとする。 (4) 展望台の展望方向は、良好な展望を確保するものとする。
3 宿 舎	富士山五合目	立地条件から、スバルラインの終点で利用が集中する富士山五合目の施設と山岳部に区分して取り扱うものとする。 ①基本方針 (1) 富士山五合目周辺の自然探勝、風景鑑賞及び登山利用者に対し、快適な利用を促進する宿泊施設を自然景観との調和に配慮して整備するものとし、宿舎施設の新築及び増築は認めない。 なお、施設の建て替えに当たっては現状規模にとどめることとする。 ②外部意匠 (1) 屋根

4 休憩所 案内所		ア 原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根であること。 イ 勾配は10分の2以上であること。 ウ 色彩は原則として灰黒系色又は焦げ茶色とする。 (2) 壁面 努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとし、その色彩は、茶系色、ベージュ色、クリーム色、灰色とする。 (3) 複数以上の建物のある敷地では、全体の調和を図るため、デザインや色彩を統一する。
	山岳部	①基本方針 (1) 富士山の登山者の特徴は、夜間登山（御来光を拝む）・集団登山等が多く、これら登山者の安全及び快適な利用の推進を図るため、景観との調和に配慮し整備するものとする。 整備に当たっては、既存規模程度内での改築又は建替えのための新築とし、新たな宿舎施設の設置は認めない。 ただし、トイレ及びトイレの附帯施設については、この限りでない。 なお、トイレの整備を図る場合は、自然環境への影響が少ないし尿処理方法を検討する。 ②外部意匠 (1) 屋根の形状は、当該地区の山小屋の従来からの形状を踏襲し、切妻又はこれに類するものとする。 (2) 色彩は、周囲の風致景観に調和したものとするため、外壁は茶系色、屋根は焦げ茶色とする。 なお、構造は単純、簡素なものとし、極力自然材料を使用する。 ③自動販売機 景観の保護上等支障が大きい自動販売機の設置は認めない。 ④管理方法 管理体制を明確にし、管理責任者はゴミの投げ捨て防止、ゴミの持ち帰り等の利用指導を行い、山小屋及びその周辺の清潔の保持に努めるものとする。
	富士山 六合目 山 頂	①基本方針 (1) 登山利用者の安全及び快適な利用の推進を図るため自然景観との調和に配慮するものとする。 (2) 新たな施設の設置は認めない。なお、既存施設の建て替えに当たっては、設置目的をかなえる範囲内で必要最小限の規模とする。 ②外部意匠 第3 2 (1) 1 (1)建築物②と同様とする。ただし、山頂部において公園利用者の安全を図る等その施設の設置目的を達成する上で施設設置の技術的見地からやむを得ないと認められるものはこの限りでない。 ③管理運営方法

5 駐車場	全 域	管理体制を明確にし、管理責任者はゴミの投げ捨て防止、ゴミの持ち帰り等の利用指導を行い、施設及びその周辺の清潔の保持に努めるものとする。 ①基本方針 当面、既設施設の維持改良を図るものとし、新たな施設の整備は認めない。 ②附帯施設の取扱い 附帯施設は、必要最小限の規模にとどめるものとする。また、標識類の整備に当たっては、駐車場全体としての統一のとれたデザインとし、自然に対する理解を深め、利用の効果を高めるため、案内解説板等を適切に配置する。 なお、標識類の規模、デザイン、色彩等は、環境庁自然保護局：「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」（1997 年）を参考とする。 ③管理運営方針 管理体制を明確にするとともに、事故防止に十分配慮する。
6 医療救急施設	全 域	①基本方針 登山利用者の中には、強行スケジュールで夜間に頂上を目指し、このため疲労による体力の低下及び高山病等により、手当を受ける者も多く見られる。これら登山者の医療救急施設として景観との調和に配慮しつつ整備するものとする。 施設の建て替えに当たっては、現状規模にとどめる。 ②外部意匠 (1) 屋根の形状は、切妻、寄棟等勾配屋根とする。 (2) 色彩は、周囲の風致景観に調和したものとするため、外壁は茶系色、屋根は焦げ茶色とする。 なお、構造は単純、簡素なものとし極力自然材料を使用する。 ③管理方法 管理体制を明確にするとともに、緊急連絡体制の整備を図る。
7 博物展示施設	全 域	①基本方針 (1) 富士山五合目周辺の環境教育活動（自然解説等）や富士山登山案内の情報発信基地として整備する。 (2) ビジターセンター周辺の自然と一体として既存の登山道を利用し、自然観察路等の野外フィールドを整備する。 ②規模等 地域の風致景観に配慮したデザインとし、規模が過大にならないよう配慮する。 ③外部意匠 第 3 2 (1) 1 (1) 建築物②と同様とする。 ④附帯施設 (1) ビジターセンター周辺の自然と一体となった利用ができるよう、自然観察路等の野外フィールドを整備する。

		(2) 駐車場、公衆便所等の附帯施設は、自然の状況、利用性等を勘案して適切な規模、配置、構造とする。
--	--	--

3 地域の開発、整備に関する事項

(1) 自然公園施設

富士山頂については、景観の保護に留意し、登山者のためのトイレ、指導標等最小限の施設及び夏期における利用者指導、美化清掃の拠点として国立公園管理休憩舎の整備を図るものとする。

(2) 一般公共施設

県及び市町村が行う一般公共施設の整備については、次年度の計画について前年度末までに、公共事業ヒアリング等により工事計画を把握し、公園計画との有効かつ円滑な調整を図るものとする。

4 土地及び事業施設の管理に関する事項

(1) 国有財産の管理

富士山管理計画区には、次のような国有財産がある。

- ア 建築物 富士山公衆便所 3棟
- イ その他の工作物 歩道

第4 富士山北麓管理計画区

1 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

本管理計画区は、富士山の噴火による溶岩流（丸尾）が数多く見ることができ、山頂部から山麓にかけて各方向に一直線に続いている場合が多い。特に大きなものでは、剣丸尾、鷹丸尾、青木ヶ原丸尾等がある。

これら溶岩流上には、貴重な自然植生が生育している。青木ヶ原樹海は、ヒノキ等の常緑針葉樹を主とする自然植生が広がり、側火山（寄生火山）である大室山一帯に分布するイヌブナ群集及びクリーミズナラ群集等の貴重な自然植生、周辺に点在する特異な火山地形の溶岩風穴や溶岩樹型の自然環境が特筆され、我が国有数の野鳥の生息地でもある。また、鷹丸尾溶岩流上には、ハリモミの純林が生育し、国内でも稀な自然景観を呈しており、学術的価値が高く、国の天然記念物に指定されている。その他アカマツの一斉林が梨ヶ原、剣丸尾等に生育している。

山麓部周辺における野生動物は、ツキノワグマ、カモシカ、イノシシ等の大型哺乳類、キツネ、タヌキ、ノウサギ、リス等の中・小型の哺乳類が観察される。また、野鳥については、青木ヶ原を中心に約200種が生息している。

これらの貴重な森林を厳正な保護により景観の現状維持を図るとともに野生動物等の生息環境の保全に努めるものとする。

イ 保全対象の保全方針

保全対象	保 全 方 針
青木ヶ原樹海 (特別保護地区)	富士山西麓の溶岩流上に位置し、ヒノキ等の常緑針葉樹を主とする自然植生が広がり、溶岩風穴や溶岩樹型など特異な火山地形も点在する、すぐれた自然景観を有する地域であるため、現景観を厳正に維持する。
山中ハリモミ純林 (特別保護地区)	山中のハリモミ林として知られ、国内でも希少な自然景観を呈し、学術的価値も高いすぐれた純林であるため、現景観を厳正に維持するとともに保護増殖を図る。
片蓋山山頂の自然林 (特別保護地区)	富士山北西の側火山である片蓋山山頂部のイヌブナ等のすぐれた自然植生を有する地域であるため、現景観を厳正に維持する。
精進口登山線沿線の植生の垂直分布 (特別保護地区) (第2種特別地域)	精進口登山線道路（歩道）に位置し、ヒノキ・シノブカグマ群集の山地帯植生からシラビソ・オオシラビソ群集の亜高山帯植生等への、植生の垂直分布がすぐれた地域であるため、現景観を厳正に維持する。
梨ヶ原車道沿いのアカマツ林及びカラマツ林 (第1種特別地域) (第3種特別地域)	須走吉田線道路（車道）沿いに良好なアカマツ林及びカラマツ林等が残存する歴史的名勝である優れた自然景観を有する地域であるため、風致景観の維持を図る。
三ツ峠山	三ツ峠山の岩場やクリ、ミズナラ、ハリモミの自然植

(第1種特別地域)	生等で構成される優れた自然景観を有する地域であるため、現景観の維持を図る。
長崎半島のアカマツ林 (第1種特別地域)	本栖湖の西側に突き出た長崎半島は、アカマツ林の自然植生等で構成される優れた自然景観を有している地域であるため、現景観の維持を図る。
富士五湖 (第2種特別地域)	富士山からの溶岩流によってできた富士五湖の水質保全に留意し、富士五湖固有のマリモの保護を図るとともに一帯の優れた湖沼の風致景観の維持を図る。
富士スバルライン沿線のアカマツ林 (第2種特別地域)	剣丸尾溶岩流上に良好なアカマツ林が分布し、富士山への主要利用者車道の一つであるスバルライン沿線の優れた自然景観を有する地域であるため、風致景観の維持を図る。
魔王の社寺林 (第2種特別地域)	ケヤキ、エノキ等で構成される良好な社寺林等の優れた自然景観を有する地域であるため、風致景観の維持を図る。
諏訪の森、富士吉田口登山沿線 (第2種特別地域)	アカマツ林の森林景観及び標高1,200m付近のレンゲツツジ、フジザクラの群生地等がみられる登山道沿線の優れた自然景観を有する地域であるため、適切な管理を行いつつ風致景観の維持を図る。

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

本地域の主な利用形態は、富士五湖周辺を中心に休養、ドライブ、自然探勝、キャンプ、テニス等屋外スポーツ、ボートによる舟遊び及び最近ブームとなっている魚釣り等である。溶岩樹型や風穴、氷穴等特殊地形の観察もできる。また、本地域の利用の特徴として数ある良好な富士山の展望地点における写真撮影等の利用が掲げられる。年間利用者数は15,796千人（平成8年度実績）であり、利用者数に対し、宿泊者数は2,452千人（16%）と少なく、日帰り型の傾向を示す利用となっており、宿泊も短期滞在型が主流である。

これらの公園利用者に対して、自然とのふれあいの増加が図られるよう各種基盤施設の整備充実と自然解説体制等ソフト面の対策の推進を図るとともに自然環境に対する配慮がなされるよう、適切な利用への誘導を図る。

イ 利用施設の整備及び管理方針

(整備方針)

- ・ 山麓部において自然とのふれあいを推進するための施設を中心として整備を図るものとする。
- ・ 快適な利用環境を確保するものとするが、規模が過大とならないよう留意するものとする。
- ・ 利用拠点においては、施設のデザインに統一性を持たせ、地域の自然環境についても配慮するものとする。
- ・ 施設の整備に当たっては、自然環境の保全に十分留意した整備を行うものとする。汚物処理等の整備には、環境保全技術上、最良の機能を有すると認められる

ものを積極的に導入すること等により、環境に対する負荷を極力低減するものとする。

(管理方針)

- ・ 事業執行者の責任において快適な利用環境を維持するものとする。
- ・ 利用者の安全に十分配慮した施設管理を行うものとする。
- ・ ゴミ等の汚物については、処理方法を十分に検討の上、事業者の責任において、周囲の自然環境に悪影響を及ぼさないように適切に処理するものとする。

ウ 利用の指導及び利用規制方針

① 利用指導方針

- ・ 公園利用マナーの向上を図るものとする。
- ・ 自然に親しむ機会の増大を図るものとする。
- ・ 自然情報、自然に親しむためのプログラム等についての多様な情報の提供を行うことにより、上記項目の推進を図るものとする。

② 利用規制方針

- ・ 関係自治体、自然公園指導員、山岳団体、公園事業者等に広く協力を求め、自然保護思想や公園利用マナーを普及啓発する。
- ・ 富士登山（河口湖口）線道路（車道）（通称「富士スバルライン」）については、現在既に利用の集中による障害が著しく、特に夏期、休日等において、道路、駐車場等の施設の許容量を上回る車が殺到し、自然環境とその適正かつ円滑な利用が現在おびやかされているため、関係者が協力し、自動車利用適正化のためのマイカー規制を充実していくこととする。
- ・ ここ数年、オフロード車、オフロードバイクの乗り入れが著しく、それに伴う樹木の損傷、植生の荒廃、自然地形の改変等が自然環境保全上の問題となっている。山梨県では車両等乗入れ防止対策連絡会議を組織し、その対策に努めているところであるが、優れた自然環境を保護するため、今後も関係者が協力して、オフロード車等の乗り入れを規制し、貴重な自然環境の保護を図るものとする。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

ア 特別地域に係る取扱方針

特別地域内については、「国立公園及び国定公園の許可、届出等の取扱要領」（平成6年9月30日付け環自計第173号・環自国第538号）、「国立公園内（普通地域を除く。）における各種行為に関する審査指針について」（昭和49年11月20日付け環自企第570号）、「特定地域における特定行為の認定について」（別添1～別添5）によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

イ 普通地域に係る取扱方針

普通地域内の要届出行為については、下記の特別地域内の行為の取扱い（規模に関するものを除く。）を参考として風景の保護上適切な配慮がされるよう指導する。

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	全 域	①基本方針 (1) 建築物の規模、配置、デザイン、色彩等は、周辺の自然景観が主体となるよう、控え目でかつ周辺の自然環境と調和が図られたものとする。 (2) 背景となる山の稜線を、工作物の屋根及び外壁の線でさえぎらないこと。（視点は主要利用地点及び主要利用道路とする。） ②規模 設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とし、壁面は主要道路から極力後退させるものとする。 なお、建築物の規模は、一辺の長さ 50m以下であること。 ③配置 水平投影面積 10 m²以下の小規模な車庫、倉庫等を除き複数の建物を建築する場合には、各棟間は 10m以上離すこと。 ④外部意匠 (1) 屋根 ア 屋根形状は、原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とし、勾配は 10 分の 2 以上とする。ただし、水平投影面積 10 m²以下の小規模な車庫、倉庫等を除く。 イ 色彩は、原則として灰黒系色又は焦げ茶色とする。 (2) 壁面 努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ち着いたものとし、色彩は、茶系色、ベージュ色、クリーム色、灰系色とする。 (3) 複数の建物のある敷地では、全体の調和を図るため、デザインや色彩を統一すること。 ⑤附帯施設 (1) 外柵は原則として生垣、築地等とし、ネットフェンス等による場合は、できる限りフェンスの道路側に植栽を行うこと。 (2) 擁壁等は、自然石積、丸太積、あるいは自然物の材質、色調等を模した疑岩ブロック積工法により施

	工すること。ただし、通常公園利用者から見えない位置にあってはこの限りでない。 (3) 駐車場は、建築物の下にスペースをとるか、周囲を樹林又は植栽で隠蔽すること。 (4) 門柱、標識、照明灯等は、周辺の雰囲気を荒らさないような、落ちついたデザイン、材質、色彩とすること。 ⑥修景緑化方法 支障木の伐採は必要最小限とし、道路側の樹木は極力残すものとする。 また、工事により裸地化した場所や建築物の周囲等については、可能な限り当該地域に生育する植物と同種の植物により、修景のための緑化をすること。
河口湖干拓地区(別図)	河口湖畔の良好な風致を保つ河口湖干拓地区においては、湖畔の風致の保全が図られるよう、次のとおり取扱うものとする。 (1) 建築物の高さが10m・2階建てをこえないものであること。 ただし、公益上必要と認められる建築物であって当該地域以外の地域においては、その目的を達成することができないと認められるものはこの限りでない。 (2) 建築物の水平投影外周線は、次の各号に掲げる距離以上離れていること。 ア 公園事業たる道路の路肩 20m ただし、別図河口湖干拓地区の第1工区の公共区域外、第2工区、第3工区（各工区とも県道河口湖・上九一色線の山側に限る）及び第4工区における地域住民（地域住民とは、河口湖干拓土地改良組合員であって土地の配分を受けた者、又は土地の配分後において、これらの土地の使用権を取得した河口湖河口の在住者（昭和58年5月11日現在在住している者）及びこれらの者から相続を受けた者をいう。）の住宅、住宅部分を含む建築物又はこれらの建築物と用途上不可分の関係にある建築物にあっては5m イ アに掲げる道路以外の道路の路肩 5m ウ 敷地境界線 5m
西湖地区 根場地区 精進地区 (別図)	青木ヶ原溶岩原の良好な風致を保つ西湖、根場、精進の各地区においては、青木ヶ原溶岩原の風致の保全が図られるよう、次のとおり取り扱うものとする。 公園事業従事者、農林漁業従事者、その他当該特別地域内に居住することが必要と認められる者若しくは審査指針の施行の日現在、当該特別地域内に現に居住していた者の住宅、住宅部分を含む建築物又はこれらの建築物と用途上不可分の関係にある建築物にあっては、

		(1) 建築物の高さが10m・2階建をこえないものであること。 (2) 建ぺい率 専用住宅 30%以下 民宿併用住宅 40%以下 ただし、民宿併用住宅であって、 西湖地区については、50%以下 (3) 建築物の水平投影外周線は、次に掲げる距離以上離れていること。 ア 道路の路肩 5m ただし、西湖地区については3m
(2)道 路	全路線	①基本方針 道路の新築及び増改築に当たっては、自然環境及び風致景観に及ぼす影響が最小となるような路線及び工法を選定するものとし、次の点に留意する。 (1) 安全性に配慮した上で、地形の改変が少ない線形とし、切・盛土量の削減、改変面積の縮小等を図る。 (2) 野生動物の生息環境の保全及び沿道修景や通景線の確保等道路景観の形成に配慮するものとする。 ②附帯施設の取扱い (1)交通安全施設 眺望及び風致の優れた箇所には、ガードレールの使用は避け、極力ガードケーブル、ガードパイプ等を使用する。やむを得ずガードレールを使用する場合、亜鉛メッキ仕上げのものか、又は、焦げ茶色に塗装したものとする。ロックネット、ロックフェンス等は亜鉛メッキ仕上げのものを使用するか、又は、灰色系若しくは焦げ茶色に塗装する。 (2)建築物 以下に定める要件に適合したものとする。 ア 規模 最高部の高さは13m以下とする。 イ 屋根 (ア) 切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。 (イ) 勾配は10分の2以上とする。 (ウ) 色彩は原則として灰黒系色又は焦げ茶色とする。 ウ 壁面 努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ち着いたものとする。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、茶系色、ベージュ色、灰色系とする。 ③法面処理方法 (1) 法面は可能な限り当該地域に生息する植物と同種の植物により緑化するものとする。 (2) 切土及び盛土に当たっては、周辺の地形、植物の状況に応じ、ラウンディング等を行うこと等により、風景になじませる工法を採ること。

		(3) 擁壁を公園利用者から望見される場所に設置する場合は、原則として自然石又は自然石に模したブロックの使用若しくは自然石に模した表面仕上げを行うものとする。 (4) コンクリート吹き付け及びモルタル吹き付けは、通行の安全確保上代替工法がないと認められる場合に限り認めるものとする。その場合でもつる性植物等による緑化や黒色顔料を混入する等風致上の支障の軽減に努めること。 (5) 法面の緑化手法については、風致景観及び生態系の早期回復を目標とするために、社団法人道路緑化保全協会：「環境庁委託調査国立公園内道路法面緑化状況調査報告書」（１９９６）で提案されている工法を可能な限り取り入れること。 ④橋梁 (1) 橋梁のデザインは、単純なものとする。 (2) 色彩は、明度の高いものは避け、茶系色、灰系色等周囲の風景に調和したものを用いる。 ⑤残土処理方法 発生残土は原則として、公園区域外に搬出するものとする。やむを得ず公園区域内で処理しなければならない場合には、次の各号に掲げる要件に適合したものとする。 (1) 風致上及び自然環境の保全上の支障のない位置であること。 (2) 土砂を流出又は崩壊させないための措置が十分講じられていること。 (3) 処理跡地は、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景緑化されるものであること。 ⑥修景緑化方法 (1) 支障木で移植可能なものについては、極力移植するものとする。 (2) 工事に伴い裸地化した場所は、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化するものとする。 (3) 道路改良に伴い生ずる廃道敷部分については、原則として舗装を撤去し、必要に応じて客土の上、当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化するものとする。
(3)屋外運動施設	全 域	①基本方針 (1) 主要利用拠点又は主として公園利用に供される道路から望見される場合は、施設の周辺に当該地域に生育する樹木と同種の樹木により修景のための緑化を行う。 (2) テニスコートの舗装面の色彩は、赤褐系色、暗緑系色、焦げ茶色、暗灰系色のいずれかとする。 フェンスの色彩は、暗緑系色、焦げ茶色、暗灰系

		色（亜鉛メッキ素地色を含む）とする。
(4)電 柱	全 域	①基本方針 (1) 電線路は、原則として、主たる公園利用道路沿線、主要展望地点及びこれらから見た展望方向への設置は避ける。 なお、やむを得ず道路沿いに設置する場合には、原則として主要展望方向の反対側に設置するものとする。 (2) 主要利用地点周辺において展望の妨げになる場合については、原則として地下埋設とし、既存の電線で景観を阻害する位置にあるものについては、建て替え時に地下埋設とする。 (3) 電力柱と電話柱が並列する場合は、原則として共架とする。 ②色彩 木柱以外を使用する場合は、原則として焦げ茶色とする。
(5) 鉄塔 アンテナ	全 域	①基本方針 (1) 主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。 (2) 高さ、本数とも必要最小限にすること。 (3) 複数のパラボラアンテナ等が設置される場合は、共架とするよう指導する。 ②修景緑化 設置位置がやむを得ず公園利用地点に隣接するような場合には、違和感を緩和するため、工作物の周囲に修景のための植栽を行う。 ③色彩 鉄塔の色彩は、主要な展望地点から見た時に鉄塔が背景の森林内に納まって見える場合は、焦げ茶色とし、スカイラインから上に出る場合は暗灰色とする。
(6)砂防、治山 施設	全 域	①基本方針 主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。 ②工法 (1) 公園利用者から望見される場所に設置する工作物は、原則として自然石を使用するか、自然素材の材質、色調等を模した材料又は表面仕上げにより施工する。 (2) 資材運搬施設のための道路、索道等の設置に当たっては、支障木の伐採等自然への影響を必要最小限にとどめるよう配慮するとともに、それらの行為完了後は跡地を整理し原状回復を図ること。なお、緑化が必要な場合は周囲の植生と同種の植物により緑化すること。

2 木竹の伐採	全 域	①基本方針 (1) 地域の風致景観及び野生動物の生息環境保全に配慮した施業とし、亜高山性針葉樹林等自然性が高い森林や巨樹等貴重な樹木については、極力保全を図る。 (2) 主要利用地点の周辺、林縁部や道路沿い等においては、伐採時期を考慮し、利用環境の保全に配慮する。 (3) 展望を確保するための伐採は、必要最小限の範囲にとどめる。
3 土石の採取	全 域	①基本方針 (1) 災害防止、学術研究、温泉ボーリング（期間を定めたものに限り。）のため等特に必要なもの以外は原則として許可しない。 (2) 温泉ボーリングについては、掘削後に予定される引湯管等の施設計画が、周辺の風致景観の保護上支障のない計画となっていること。
4 広告物 (1)指導標 案内板	全 域	①基本方針 (1) 目的を達成する範囲で必要最小限にとどめ、広告物等は主要展望方向を避けて設置する。また、複数の標識は極力集合看板とし規模は必要最小限とする。 (2) 駐車場、広場、道路等に設ける案内標識は、その利用上及び管理上支障のない位置に必要最小限の数を設置するものとする。 (3) 同一地点に複数の広告物等を設置する場合には、極力統合を図るものとする。 (4) 同一地区内に設置される広告物については、地元の協力のもと極力基本的デザイン、色彩の統一を図るものとする。 ②色彩等（法令等に特に定める場合を除く） (1) 地色は木材・石材の自然色、黒色及び茶系色とし、文字等は白色及び黒色を基本とする。 (2) 総合案内板等で地図を表示する必要がある場合は、地図の表面に限り、上記以外の色彩も使用できるものとする。 なお、地区毎に統一的に定められた場合はこの限りでない。 ③維持管理 腐朽、破損ないし退色した場合、若しくは必要がなくなった場合には、速やかに補修又は撤去するものとする。
(2) 営業用広告物	全 域	①基本方針 商標広告及び営業地以外での社名広告（いわゆる野立て看板「のぼり」）の設置は認めない。

(3)文学碑 彫刻美術品 等	全 域	①基本方針 (1) 彫刻美術品等の道路沿線、園地、広場等公園利用者の目にふれる場所への装飾目的での設置は認めない。ただし、地方公共団体又は公的機関が、当該地と密接な関係を持つ人物等の記念像を設置する場合はこの限りでない。 (2) 遭難や事故の慰霊碑等の設置は認めない。ただし、地方公共団体又は公的機関が設置する場合はこの限りでない。
5 水面の埋立て	全 域	①基本方針 富士山の景観を特徴づける富士五湖においては、自然環境保全上影響が大きい湖の埋立ては認めない。 ただし、公益上必要性が認められるものであって、当該地域以外の地域においてはその目的を達成することができないと認められるものにあってはこの限りでない。
6 土地の形状変更	全 域	①基本方針 残土処理のための土地の形状変更は、原則として認めない。ただし、次の各号に定める要件に該当するものにあってはこの限りでない。 (1) 公益上必要と認められるものであって、公園区域外の発残土・廃棄物等を持ち込む計画でないこと。 (2) 風致保護上の支障が少ない位置で、跡地が、早期に緑化される計画になっているもの。
7 植物の採取・動物の捕獲	全 域	①基本方針 (1) 許可する対象者は、原則として、研究実績（研究・調査の実績及び経歴を証明できる学術的論文及び経歴書等を添付させる。）のある研究者に限定（同好会、趣味の団体、営利企業者は対象としない）する。なお、卒業論文等（修士、博士論文）のために必要とする学生については、所属長の推薦書がある場合に限り認めるものとする。 (2) 既存資料を活用できる場合は極力それを活用し、採取又は捕獲数を必要最小限とする。基本的には1種当たり3点以内に制限する。ただし、動物の捕獲後再び放つ場合にあってはこの限りでない。 (3) 長期にわたる行為については、全体計画を示し、期間は必要最小限とする。なお、申請は毎年とし、前年の状況を明記すること。 (4) 学術研究成果で、公園の保護管理に資するものは提出すること。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園及び国定公園事業取扱要領」(平成6年9月30日環自計第174号・環自国第541号)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
1 道路(車道)	全路線	①基本方針 車道の新築及び増改築に当たっては、安全性に配慮した上で、地形の改変が少ない線形とし、自然環境及び風致に与える影響を最小に抑えるものとする。 ②附帯施設の取扱い 第4 2(1) 1(2) 道路と同様とする。 ③法面処理方法 第4 2(1) 1(2) 道路と同様とする。なお、富士登山(河口湖口)線道路(車道)(通称「富士スバルライン」)の法面緑化に当たっては、当該地域に生育する植物と同種の植物により、緑化を図る。 ④橋梁 第4 2(1) 1(2) 道路と同様とする。 ⑤残土処理方法 第4 2(1) 1(2) 道路と同様とする。 ⑥修景緑化方法 第4 2(1) 1(2) 道路と同様とする。 ⑦管理方法 (1) 路傍展望地点等については、風致に支障のない範囲で、展望の確保に留意するものとする。 (2) 指導標、案内板は、表示面等の補修等維持管理に十分配慮するとともに、老朽化した施設は、速やかに建て替えるものとする。
2 道路(自転車道)	山中忍野線	①基本方針 山中湖畔を周回し、ハリモミの純林を經由して内野に至る自転車道である。特に富士山が湖越しに見える場所は風景鑑賞者及び写真撮影者に人気のビューポイントとなっており、利用者が多い。 自転車道の新設及び増改築に当たっては、安全性を配慮した上で、地形の改変が少ない線形とし、自然環境及び風致に与える影響を最小限に抑えるものとする。 ②附帯施設の取扱い ベンチ等附帯施設は、必要最小限の規模にとどめるものとし、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境に調和するようなデザイン、材質、色彩とする。 (1) 建築物 次の各号に掲げる要件に適合したものとする。 ア 規模 最高部の高さは13m以下とする。 イ 屋根 (ア) 切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。 (イ) 勾配は10分の2以上とする。

		(ウ) 色彩は原則として灰黒系色又は焦げ茶色とする。 ウ 壁面 努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとする。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は茶系色、ベージュ色、灰色とする。 (2) 標識については、関係機関等と協議の上、同一路線でのデザインの統一を図るものとする。なお、規模、デザイン、色彩は、環境庁自然保護局：「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」（1997 年）を参考とする。 ③管理方法 第4 2（2）1道路（車道）と同様とする。
3道路（歩道）	全路線	①基本方針 道路（歩道）は、自然とのふれあいを促進するための基本的な施設であり、適切な整備及び維持管理が必要である。 (1) ルートは、単に最短距離で目的地に至るものではなく、興味地点を有効につなぎ、沿線の自然に親しみ、自然を学習するルートとするものとする。 (2) 整備にあたり歩行者の安全確保に配慮するとともに、洗掘により周囲の自然環境に悪影響を与えないようにするものとする。 (3) 既に浸食等により荒廃の生じた部分については、土留め等により土壌の安定化を図るとともに、植生回復のための必要な方策を検討するものとする。 (4) 沿道の興味地点には、快適に利用するための休憩施設等を設置するものとする。 ②附帯施設の取扱い ベンチ等附帯施設は、必要最小限の規模にとどめるものとし、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境に調和するようなデザイン、材質、色彩とする。 (1) 建築物 次の各号に掲げる要件に適合したものとする。 ア 規模 最高部の高さは13m以下とする。 イ 屋根 (ア) 切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。 (イ) 勾配は10分の2以上とする。 (ウ) 色彩は原則として灰黒系色又は焦げ茶色とする。 ウ 壁面 努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとする。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は茶系色、ベージュ色、灰色とする。 (2) 標識については、関係機関等と協議の上、同一路線でのデザインの統一を図るものとする。なお、規模、デザイン、色彩は、環境庁自然保護局：「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」（1997 年）を参考とする。 ③管理方法

		(1) 管理体制を明確にするとともに、危険個所の点検及び草刈り、清掃等を定期的を実施するものとする。 (2) 利用によって生ずる歩道及び歩道周辺の植生破壊、地形の荒廃、動植物の採取等自然環境への影響の防止のため制札、立入禁止柵等の整備を図るものとする。 (3) ゴミ箱等は、十分な管理と回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミの投げ捨て防止、ゴミ持ち帰り運動のPRを図るものとする。 (4) 主要路傍展望地点等における展望の確保を図る。 (5) 設置した指導標は、巡視活動等を行い維持管理に十分配慮するものとする。 また、老朽化した標識類は、設置者の責任において修理、更新を行うものとする。
4 園 地	全 域	①基本方針 園地は、富士山の景観を活かした展望、探勝、休憩、野外レクリエーション等の場として、人と自然のふれあいを促進するように配慮するものとする。 ②附帯施設の取扱い 附帯施設は必要最小限の規模にとどめるものとする。休憩所、展望施設、公衆便所、駐車場、案内所等の便益施設を設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境に調和したデザインとする。 なお、施設の規模及びデザイン等については、次の各号に掲げる要件に適合したものとする。 (1) 建築物 ア 規模 最高部の高さは13m以下とする。 イ 屋根 (ア) 切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。 (イ) 勾配は10分の2以上とする。 (ウ) 色彩は原則として灰黒系色又は焦げ茶色とする。 ウ 壁面 努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとする。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は茶系色、ベージュ色、灰色とする。 (2) 標識類 園地全体としての統一のとれたデザインとし、自然に対する理解を深め、利用の効果を高めるため適切に設置するものとする。なお、規模、デザイン、色彩は、環境庁自然保護局：「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」（1997年）を参考とする。 (3) 駐車場 風致上支障のない範囲内において、利用者数に見合った規模を確保する。 ③管理方法 (1) 管理体制を明確にするとともに、快適で安全な利用環境を維持するよう努めるものとする。

		(2) 危険箇所及び自然環境等の保全上必要な場所には、防護柵、注意標識等を設置し、利用の安全及び自然環境の保全を図るものとする。 (3) ゴミ箱は、十分な管理と回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミの投げ捨て防止、ゴミの持ち帰りのPRを図るとともに、園路、広場の草刈り、園地内の清掃等を定期的実施するものとする。 (4) 展望台の展望方向は、良好な展望を確保するものとする。 (5) 遊休化した施設及び老朽化の著しい施設については、速やかに撤去するものとする。
5 宿 舎	諏訪の森 精進湖北岸 精進赤池 本栖湖西岸 旭日ヶ丘 河口湖北岸 浅 川 小 立 船 津 小 海 西湖根場 西湖青木ヶ原	①基本方針 (1) 各地域の利用形態に対応し、快適な利用を促進する宿泊施設を自然景観との調和に配慮して整備するものとする。なお、事業の対象とする宿舎は、事業決定された地域内の宿舎の用に供する建築物のうち、旅館業法による許可を得たもの又は得る見込みのあるもので、宿泊定員20名以上で、特定の人を対象とするものでないものとし、②から⑦の要件に適合したものとする。 (2) 宿舎が町並みを形成している地区にあっては、高さ、壁面線、デザイン等極力景観としての統一を図るものとする。 ②規模 (1) 建築物の規模は、原則として一辺の長さ50m以下であること。 (2) 壁面は道路及び敷地境界線からできる限り離れていること。 (3) 建築物の建築面積は、原則として2,000㎡以下であること。ただし、建築面積が現に2,000㎡をこえる建築物の改築又は建て替えに当たっては、既存建築物の面積をこえないものであること。 (4) 総延べ面積（同一敷地内にある全ての建築物の延べ面積の和）は、10,000㎡以下であること。 (5) 最高部の高さ等 ア 河口湖北岸宿舎 最高の高さは16m以下とする。 イ 浅川宿舎 (ア) 最高部の高さ 最高の高さは20m以下とする。ただし、傾斜地のため階段状に建物を設置する場合は、40mまで（1段が20m以下）とする。 ウ 小立宿舎・小海宿舎・精進湖北岸宿舎 最高の高さは18m以下とする。 エ 船津宿舎 (ア) 最高部の高さ 最高の高さは25m以下とする。ただし、大池地区における最高の高さは17.5m以下、建ぺい率は50%以内及び湖畔側の壁面線後退にあっては幅5m以上の

緑地帯が設けられていること。

オ 諏訪の森宿舎・精進赤池宿舎・本栖湖西岸・旭日ヶ丘宿舎・西湖根場・西湖青木ヶ原宿舎
最高の高さは13m以下とする。

③デザイン、色彩、材料

次の要件に適合したものとする。

なお、現在これと異なる場合にあっては、改築時等に統一を図るものとする。

(1) 屋根

第4 2 (1) 1 (1) 建築物と同様とする。

なお、やむを得ない場合には傾斜パラペットとすることができる。

(2) 壁面

第4 2 (1) 1 (1) 建築物と同様とする。

④附帯施設の取扱い

(1) 駐車場は、原則として風致上支障のない範囲内において収容力に見合うよう確保するものとする。

(2) 塀等の遮蔽物は、原則として設けないものとし、やむを得ず設けなければならない場合には、生け垣等風致に配慮した方法を用いるものとする。

(3) 広告物を建築物等に掲出又は表示する場合は、次の要件に適合したものとする。

ア 広告物は、できるだけ建築物下部に設置されること。

イ 材料は、原則として木材・石材等の自然材料であること。

ウ 色彩は、木材・石材等の自然材料を用いる場合を除き、原則として焦げ茶色（焼板仕上げも可）とし、文字は原色を避け、原則として白色又は黒色とする。

エ 照明を用いる場合にあっては、原則として白色のスポットライトを使用した外部からの照明とし、動光又は点滅を伴わないものであること。

オ 蛍光塗料のバーミリオン（朱色）等必要以上に強い印象を与える色彩を用いたものでないものとする。

カ 広告物看板等は、屋上に設置しないものであること。

(4) 擁壁には、原則として自然石、自然石を模したブロック、緑化ブロック、その他風致景觀に配慮した工法を用いるものであること。

やむを得ずコンクリート擁壁を用いる場合には、壁面を自然石に模した表面仕上げとする。

(5) 汚水等は適切な排水処理施設を設けること。

⑤修景緑化方法

(1) 工事に伴う支障木の伐採は、必要最小限とする。

(2) 敷地の道路側及び建築物の正面には、極力修景のため高木性樹種により植栽を行う。

⑥管理運営方法

管理運営体制を明確にするとともに、公園利用者に対する良好なサービスに努め、日常的に敷地内の清掃・整頓等を実施するなど、公園利用施設として適正に管理する。

⑦その他

		敷地の造成については、できる限り現地形を生かし、切土、盛土を少なくするよう配慮する。
	三ツ峠山	①基本方針 富士山の写真撮影の絶好のビューポイントであり、展望方向を阻害しないようにすること。 施設規模については、現状程度とし、改築等に当たっては、快適に利用できるパブリックスペース等の充実を図るものとする。 ②外部意匠 (1) 屋根の形状は、切妻又はこれに類するものとする。 (2) 色彩は、周囲の風致景観に調和したものとするため、外壁は茶系色、屋根は焦げ茶色とする。 なお、構造は単純、簡素なものとし、極力自然材料を使用する。 ③自動販売機 景観保護上等支障が大きい自動販売機の設置は認めない。 ④管理方法 管理体制を明確し、管理責任者はゴミの投げ捨て防止、ゴミの持ち帰り等の利用指導を行い、宿舎及びその周辺の清潔の保持に努めるものとする。
6 休憩所	全 域	①基本方針 利用者の安全及び自然景観との調和に配慮して整備するものとする。 ②規模 設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とする。 ③外部意匠 (1) 屋根 (ア) 切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。 (イ) 勾配は10分の2以上とする。 (ウ) 色彩は原則として灰黒系色又は焦げ茶色とする。 (2) 壁面 努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとする。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、茶系色、ベージュ色、灰色とする。 ④管理運営方法 管理体制を明確にし、管理責任者はゴミの投げ捨て防止、ゴミの持ち帰り等の利用指導を行い、施設周辺の清潔の保持に努めるものとする。
7 野営場	全 域	①基本方針 周辺の自然環境の保全及び利用者の安全で快適な利用を確保するため、適切な整備を図りながら、人と自然とのふれあいが高まるよう配慮するものとする。 ②附帯施設の取扱い 附帯施設は必要最小限の規模にとどめる。休憩所、展望

施設、公衆便所、駐車場、案内所等の便益施設を設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境に調和したデザインとする。

汚物や廃棄物の処理については、野営場内の環境を清潔に保つため、また、湖沼や河川の水質を汚染しないよう十分配慮して関係施設を配置する。

なお、施設の規模及びデザイン等については、次の各号に掲げる要件に適合したものとする。

(1) 建築物

ア 規模

最高部の高さは13m以下とする。

イ 屋根

(ア) 切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。

(イ) 勾配は10分の2以上とする。

(ウ) 色彩は原則として灰黒系色又は焦げ茶色とする。

ウ 壁面

努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとする。

また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は茶系色、ベージュ色、灰色とする。

(2) 標識類

野営場全体として統一のとれたデザインとし、自然に対する理解を深め、利用の効果を高めるため、案内解説板等を適切に設置するものとする。なお、規模、デザイン、色彩は、環境庁自然保護局：「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」（1997年）を参考とする。

(3) 駐車場

風致上支障のない範囲内において、利用者数に見合った規模を確保する。

③修景緑化方法

(1) 適度な緑陰を確保するため、テントサイト周辺には可能な限り立木を残し、必要な場所に植栽を行う。

(2) 樹木の植栽に当たっては、野鳥とのふれあいができるよう実のなる樹種を選定する。

④管理方法

(1) 管理体制を明確にするとともに、快適で安全な利用環境を維持するよう努めるものとし、次の事項に配慮するものとする。

(2) 危険木等を除去する等利用の安全対策について適切な処置を講ずるものとする。

(3) ゴミの持ち帰り等の啓発活動を実施するものとする。

(4) 野営場内（特にテントサイト）の表土の流出を防ぐため、土留、排水等適切な施設を整備するものとする。

(5) 遊休化した施設及び老朽化の著しい施設については、速やかに撤去するものとする。

⑤その他

野営場内での風紀の維持、清潔の保持に努めるとともに、周辺の自然環境を維持するため、次の事項について適切な方法で利用者指導を行う。

		(1) 静穏の保持に関すること。 (2) ゴミの処理を適切に行う。
8 運動場	全 域	①基本方針 公園利用者のための健全な運動場として、自然景観や風致景観の保全に留意して整備を図るものとする。 ②附帯施設の取扱い 附帯施設は必要最小限の規模にとどめるものとする。展望施設、案内所等の便益施設を設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境に調和したデザインとする。 なお、施設の規模及びデザイン等については、次の各号に掲げる要件に適合したものとする。 (1) 建築物 ア 規模 最高部の高さは13m以下とする。 イ 屋根 (ア) 切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。 (イ) 勾配は2/10以上とする。 (ウ) 色彩は原則として灰黒系色又は焦げ茶色とする。 ウ 壁面 努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとする。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、茶系色、ベージュ色、灰色とする。 (2) 標識類 野営場全体として統一のとれたデザインとし、自然に対する理解を深め、利用の効果を高めるため、案内解説板等を適切に設置するものとする。なお、規模、デザイン、色彩は、環境庁自然保護局：「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」（1997年）を参考とする。 (3) 駐車場 風致上支障のない範囲内において、利用者数に見合った規模を確保する。 ③管理方法 管理体制を明確にするとともに、快適で安全な利用環境を維持するよう努めるものとする。
9 舟遊場	全 域	①基本方針 公園利用者のための快適な舟遊場として、自然景観や風致景観の保全に留意して整備を図るものとする。 (1) 栈橋の整理・統合を図るものとする。 (2) ボートは風致維持上支障のないよう収納する場所、方法を配慮するものとする。 (3) ボートの更新、塗り替え等の機会には、極力単純なデザイン、落ち着いた色彩のものを導入するよう指導するものとする。 ②附帯施設の取扱い 附帯施設は必要最小限の規模にとどめるものとする。案

		内所、運輸施設（係留施設）等の便益施設を設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境に調和したデザインとする。 なお、施設の規模及びデザイン等については、次の各号に掲げる要件に適合したものとする。 (1) 建築物 ア 規模 最高部の高さは13m以下とする。 イ 屋根 (ア) 切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。 (イ) 勾配は10分の2以上とする。 (ウ) 色彩は原則として灰黒系色又は焦げ茶色とする。 ウ 壁面 努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとする。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、茶系色、ベージュ色、灰色とする。 (2) 標識類 野営場全体として統一のとれたデザインとし、自然に対する理解を深め、利用の効果を高めるため、案内解説板等を適切に設置するものとする。なお、規模、デザイン、色彩は、環境庁自然保護局：「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」（1997年）を参考とする。 (3) 駐車場 風致上支障のない範囲内において、利用者数に見合った規模を確保する。 ③管理方法 管理体制を明確にするとともに、快適で安全な利用環境を維持するよう努めるものとする。
10 スキー場	天神山	「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」（平成3年6月7日環自国第315号）によるほか、下記の取扱いによるものとする。 ①基本方針 富士北麓地域における冬期の快適な公園利用に資するため、初、中級者を対象としたスキー場を整備することとし、その整備に当たっては、富士山の山容景観の保護に十分配慮するものとする。 ②区域面積 区域面積は、事業決定区域以下とする。 ③スキー場施設 (1) 施設整備の基本事項 ア 施設の規模については、ゲレンデ・コース敷の面積から算定される適正な計画収容人員に見合う必要最小限のものとするものとする。 イ 施設の配置に当たっては、主要利用拠点から見て富士山の稜線を分断しないよう配慮するとともに、特に休憩所等の附帯施設については、可能な限り、緩傾斜地、低標高地等風致上の支障の少ない位置に整備するものとする。

る。

ウ 支障木の伐採は必要最小限とし、必要に応じて原則として現地産樹木で、修景のための植栽を行うものとする。

(2) 滑降コース及びゲレンデ

ア 滑降コースについては、原則として幅50m以下とする。また、その配置に当たっては、各コースごとの間隔を十分とるとともに、安全確保のため交叉、合流を可能な限り少なくする。

イ 初心者を対象としたゲレンデを整備するものとし、その面積は安全に配慮した必要最小限のものとする。

ウ 滑降コース及びゲレンデ整備に当たっては、利用者への危険防止に十分配慮するとともに、自然の地形を生かすことにより大規模な造成は行わないこととする。

エ 滑降コース及びゲレンデについては、張芝、種子吹付等により緑化することとする。

(3) スキーリフト

ア 設置場所の選定に当たっては、風致に与える影響を最小限に抑える位置に設けるものとする。

イ 支柱等の色彩は、焦げ茶色とする。

④ 附帯施設

ア 建築物(スキーリフト付帯管理用建築物は除く)は、次のとおりとする。

(ア) 滑降コース及びゲレンデより下部に設けられるものにあつては高さ20m以下、それ以外のものにあつては、高さ13m以下とする。なお、高さとは、建築物の地上に露出部分の最高部と最低地盤との差をいうものとし、建築基準法第2条第3号の建築設備(避雷針、煙突、アンテナ部分を除く)を含めて算定するものとする。

(イ) 屋根の形状は切妻又は寄棟等の勾配屋根とする。

(ウ) 屋根の色彩は焦げ茶色とする。また、外壁は極力自然材料を用いるものとし、色彩はベージュ、クリーム、茶又はグレー系色とする。

(エ) 污水处理施設は、技術的に最良の機能を有すると認められるものとする。

イ 標識類については、次のとおりとする。

(ア) 標識類はデザインの統一を図るとともに、その色彩については、可能な限り中間色を用いることとする。

ただし、利用者の安全確保等のために設けられるものについてはこの限りではない。

(イ) 標識類には、商品名等は掲出しないものとする。

(ウ) 給水管等の管路及び電力線については、原則として地下埋設とする。

⑥ 保存緑地

スキー場施設の整備に当たっては、風致の維持と快適な利用環境の確保を図るため、スキー場敷地から滑降コース、ゲレンデ、リフト敷及び駐車場、休憩所等の附帯施設敷の面積を除いた部分を保存緑地とし、全敷地面積の50%以上となるよう確保するものとする。

		なお、スキー場区域の拡張を行う際には、拡張する区域の保存緑地率を70%以上とすること。 保存緑地においては森林施業は行わないものとする。ただし、森林の保育のための下刈り、つる切、又は間伐についてはこの限りでない。 ⑦管理運営 (1) 利用者の安全対策に万全を期すとともに、十分なパトロール員の配置及医療救急施設の充実を図るものとする。 (2) 付近の植生に悪影響を与える融雪防止剤の使用は行わないこととする。 (3) 事業敷地内のゴミは事業者によって適切に処理し、快適な利用環境の整備に努めるものとする。 (4) 夜間におけるスキー場利用のための夜間照明施設の設置及び照明時間は必要最小限にとどめることとする。 (5) 降雪が少ないため人工降雪機を使用する場合には、自然環境に影響が少ないように配慮すること。 (6) スキー場における放送等の音響については、静穏な環境を保持するため必要最小限となるよう努めるものとする。
11 駐車場	全 域	①基本方針 周辺地域における利用施設容量に見合った整備を図るものとする。 ②附帯施設の取扱い 附帯施設は必要最小限の規模にとどめるものとする。園地、休憩所、公衆便所、案内所の便益施設を設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境に調和したデザインとする。 なお、施設の規模及びデザイン等については、次の各号に掲げる要件に適合したものとする。 (1) 建築物 ア 規模 最高部の高さは13m以下とする。 イ 屋根 (ア) 切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。 (イ) 勾配は10分の2以上とする。 (ウ) 色彩は原則として灰黒系色又は焦げ茶色とする。 ウ 壁面 努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとする。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、茶系色、ベージュ色、灰色とする。 (2) 標識類 駐車場全体としての統一のとれたデザインとし、自然に対する理解を深め、利用の効果を高めるため、案内解説板等を適切に設置するものとする。なお、規模、デザイン、色彩は、環境庁自然保護局：「自然公園等事業に

		係る公共標識の整備指針」(1997 年)を参考とする。 ③管理方針 管理体制を明確にするとともに、事故防止に十分配慮する。
12 給油施設	全 域	①基本方針 周辺地域における利用者のため必要最小限の施設として整備するものとする。 商標の掲出は必要最小限とし、防火壁等の色彩は自然景観の調和に配慮する。 ②附帯施設の取扱い (1) 建築物 以下に定める要件に適合したものとする。 ア 規模 最高部の高さは13m以下とする。 イ 屋根 (ア) 切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。 (イ) 勾配は10分の2以上とする。 (ウ) 色彩は原則として灰黒系色又は焦げ茶色とする。 ウ 壁面 努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとする。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、茶系色、ベージュ色、灰色とする。
13 汚物処理施設	精進湖 東	①基本方針 公園利用者及び精進湖、本栖湖地域の利用施設から出る汚物等を処理する施設として自然景観や風致景観の保全に留意して再整備を図るものとする。
14 博物展示施設	船津剣 丸尾	①基本方針 環境教育活動及び富士山地域の情報発信基地として、ビジターセンターの整備を図るものとする。 ②規模等 地域の風致景観に配慮したデザインとし、規模が過大とならないよう配慮する。 ③外部意匠 (1) 屋根 ア 10 m²以下の小規模な車庫、倉庫等を除き原則として、切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。 イ 勾配は10分の2以上とする。 ウ 色彩は原則として灰黒系色又は焦げ茶色とする。 (2) 壁面 努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとし、色彩は、茶系色、ベージュ色、クリーム色、灰色とする。 ③附帯施設 (1) ビジターセンター周辺の自然と一体となった利用がで

		きるよう、自然観察路等の野外フィールドを整備する。 (2) 駐車場、公衆便所等の付帯施設は、自然の状況、利用性等を勘案して適切な規模、配置、構造とする。
15 排水施設	精進湖南岸	①基本方針 精進湖周辺から排泄される汚物等を処理するための下水処理施設として自然景観や風致景観の保全に留意して整備を図るものとする。 ②管理方法 適切な維持管理を図り、快適で安全な利用環境を維持するよう努める。
16 ゴルフ場	山 中	①基本方針 (1) ゴルフコースの新設・増設は、認めない。 (2) ゴルフコースの付け替えについては、利用者（golfer 以外の利用者も含めて）の安全を図る等、利用面での改善が図られるとともに、風致上の悪影響もないものであること。 ②附帯施設の取扱い 附帯施設は必要最小限の規模にとどめるものとする。 なお、施設の規模及びデザイン等については、次の要件に適合したものとする。 (1) 建築物 ア 規模 最高部の高さは13m以下とする。 イ 屋根 (ア) 切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。 (イ) 勾配は10分の2以上とする。 (ウ) 色彩は原則として灰黒系色又は焦げ茶色とする。 ウ 壁面 努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとする。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、茶系色、ベージュ色、灰色とする。
17 船舶運送施設	全 域	①基本方針 公園利用者のための快適な船舶運輸施設として自然景観や風致景観の保全に留意して整備を図るものとする。 また、遊覧船等の更新に際しては、各湖のイメージを損なわないよう極力単純なデザイン、落ちついた色彩のものを導入する。 ②附帯施設の取扱い 附帯施設は必要最小限の規模にとどめるものとする。案内所、運輸施設（係留施設）等の便益施設を設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周囲の自然環境に調和したデザインとする。 なお、施設の規模及びデザイン等については、次の要件に適合したものとする。 (1) 建築物

		ア 規模 最高部の高さは13m以下とする。 イ 屋根 (ア) 切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。 (イ) 勾配は10分の2以上とする。 (ウ) 色彩は原則として灰黒系色又は焦げ茶色とする。 ウ 壁面 努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとする。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、茶系色、ベージュ色、灰色とする。 ③管理方法 管理体制を明確にするとともに、快適で安全な利用環境を維持するよう努めるものとする。
18 索道運送施設	天上山	①基本方針 施設の増改築等に当たっては、安全性を確保するため等必要最小限にとどめるものとする。 ②附帯施設の取扱い 附帯施設は必要最小限の規模にとどめるものとする。展望施設、案内所等の便益施設を設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周囲の自然環境に調和したデザインとする。 なお、施設の規模及びデザイン等については、次の要件に適合したものとする。 (1) 建築物 ア 規模 最高部の高さは13m以下とする。 イ 屋根 (ア) 切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。 (イ) 勾配は10分の2以上とする。 (ウ) 色彩は原則として灰黒系色又は焦げ茶色とする。 ウ 壁面 努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとする。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、茶系色、ベージュ色、灰色とする。 ③管理方法 管理体制を明確にするとともに、快適で安全な利用環境を維持するよう努めるものとする。

3 地域の開発、整備に関する事項

(1) 自然公園施設

富士五湖地域の利用形態は、通過型であり、宿泊も短期滞在型となっている。当地域では、温泉を利用した施設の整備が行われており、また、最近ブームとなっている魚釣り等で利用者の増加が見込まれている。

今後は自然とのふれあい拠点となるよう利用者のニーズに合った施設の充実を図るものとする。

(2) 一般公共施設

県及び市町村が行う一般公共施設の整備については、次年度の計画について前年度末までに、公共事業ヒアリング等により工事計画を把握し、公園計画との有効かつ円滑な調整を図るものとする。

(3) その他の大規模開発

周辺の自然環境に与える影響が著しいと予想される大規模な開発については、環境影響調査を実施し、風致、植生、野生動物等の自然環境の保全に対して影響がないよう十分配慮するものとする。

4 土地及び事業施設の管理に関する事項

(1) 国有財産の管理

富士山北麓管理計画区の環境庁所管地は、河口湖町船津に0.32haである。この土地は園地の附帯施設として整備されている。

第5 富士山南麓管理計画区

1 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

ア 景観の特性及び保全対象

本管理計画区は、富士山中腹に口を開ける宝永第一火口やたび重なる噴火活動によって積み重ねられた溶岩が層状に重なっている様子、火山が形作る地形・地質等とともに、山麓から標高2,500m付近の森林限界にかけて広がるカラマツ等の亜寒帯の針葉樹林、西臼塚のブナ林に代表される温帯の落葉広葉樹林、スギ、ヒノキ人工林等の林層の違いの微妙なコントラストを見ることができる地域である。

山麓には富士山に降った雪や雨が湧水として表れる白糸、猪之頭等の湧水群があり、また、田貫湖の北側に位置する富士山麓では唯一の低層湿原である小田貫湿原がある。

小田貫湿原を中心とした田貫湖から猪之頭周辺には、草原部分がかなり残されているため、ウスバシロチョウ、アサギマダラ等草原性の蝶類やショウジョウトンボ等多くの昆虫が見られる。

火山景観、湿原植生、山麓の湧水群及び植物の垂直分布等風景の現状維持を図るとともに、そこに生息する動物、昆虫等の生息環境の保全を図ることとする。

イ 保護対象の保全方針

保全対象	保 全 方 針
田貫湖及び小田貫湿原 (第2種特別地域)	田貫湖は富士山麓における唯一の人工湖で富士山西麓の利用拠点であり、西岸から湖越しに見える富士山の景観は、湖面に富士山が映える逆さ富士の他、富士山頂から朝日が昇る時の眺めはダイヤモンド富士と呼ばれる特筆すべき景観等、田貫湖及び小田貫湿原一帯は良好な自然景観を有している地域であるため、風致景観の維持を図る。 また、湖水の汚濁防止を図るためキャンプ場等の周辺施設の排水処理に留意し良好な水質の保全を図る。 小田貫湿原については、現在乾燥化が進んでいることから湿原植生の保護復元を図る。
白糸の滝 (第2種特別地域)	富士山麓を代表する白糸の滝は、富士山湧水による優れた自然景観を有している地域であるため、風致景観の維持を図る。
公園事業道路（車道）沿線の風致保全 (第3種特別地域)	基幹道路で利用者も多い国道139号からの富士山、天子山系の優れている眺望と沿線における風致景観を保全するため、人工林の適切な管理や自然林の整備を図る。
富士宮口登山線「県道」沿線の風致保全 (第2種特別地域)	富士山南面に広がるミズナラ、ブナの夏緑広葉樹林及び標高1,600mから上部のシラビソ、コメツガ等の亜高山性針葉樹林の優れた自然植生を有している地域であるため、風致景観の維持を図る。富士山への基幹道路周辺においては、ヒノキ等の人工林から富士山本来の広葉樹を主体とした森林への移行を図る。

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

本管理計画区のうち田貫湖集団施設地区では、年間のキャンプ場としての利用形態が主となっているが、本管理計画区の公園利用者のごく一部にすぎない。富士山地域の利用は主に五合目に集中するためにゴミ、し尿等の処理が近年大きな問題となっている。これらの問題を解決するためには、富士山新五合目に集中する利用者を山麓部の利用拠点に分散させることが必要である。

このようなことから田貫湖集団施設地区を本管理計画区の利用の拠点として整備を図る必要がある。当地内に整備が予定されているふれあい自然塾等の開設後の利用形態について検討し、富士山南麓の利用拠点としての施設の充実を図る。

イ 利用施設の整備及び管理方針

(整備方針)

- ・ 快適な利用環境の確保を基本とするが、規模が過大とならないよう留意するものとする。
- ・ 利用拠点においては、施設のデザインに統一性を持たせ、地域の自然環境の保全についても配慮するものとする。
- ・ 施設の整備に当たっては、自然環境の保全に十分留意した整備を行うものとする
- ・ 汚水処理等の整備には、環境保全技術上、最良の機能を有すると認められるものを積極的に導入すること等により、環境に対する負荷を極力低減するものとする。

(管理方針)

- ・ 事業執行者の責任において快適な利用環境を維持するものとする。
- ・ 利用者の安全に十分配慮した施設管理を行うものとする。
- ・ ゴミ等の汚物については、処理方法を十分に検討の上、事業者の責任において、周囲の自然環境に悪影響を及ぼさないように適切に処理するものとする。

ウ 利用の指導及び利用規制方針

① 利用指導方針

- ・ 公園利用マナーの向上を図るものとする。
- ・ 登山については、植生保護、適正利用の観点から指導の徹底を図るものとする。
- ・ 自然に親しむ機会の増大を図るものとする。
- ・ 自然情報、自然に親しむためのプログラム等についての多様な情報の提供を行うことにより、上記各項の推進を図るものとする。

② 利用規制方針

- ・ 関係自治体、自然公園指導員、山岳団体、公園事業者等に広く協力を求め、自然保護思想や公園利用のマナーを普及啓発する。
- ・ 富士宮口登山線道路（車道）（通称「富士山スカイライン」）については、利用の集中による障害が著しく、特に夏期、休日等において、道路、駐車場の施設の許容量を上回る車が殺到し、自然環境とその適正かつ円滑な利用がおびやかされているため、関係者が協力し、自動車利用適正化のためのマイカー規制を充実していくこととする。
- ・ ここ数年、オフロード車、オフロードバイクの乗り入れが著しく、それに伴う樹木の損傷、植生の荒廃、自然地形の改変等が自然環境保全上の問題となっている。静岡県では富士山自然環境保全連絡会議を組織し、その対策に努めているところであるが、優れた自然環境を保護するため、今後も関係者が協力し、オフロード車等の乗り入れを規制し、貴重な自然環境の保護を図るものとする。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

ア 特別地域に係る取扱方針

特別地域内については、「国立公園及び国定公園の許可、届出等の取扱要領」（平成6年9月30日付け環自計第173号・環自国第538号）及び「国立公園内（普通地域を除く。）における各種行為に関する審査指針について」（昭和49年11月20日付け環白企第570号）によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

イ 普通地域に係る取扱方針

普通地域内の要届出行為については、下記の特別地域内の行為の取扱い（規模に関するものを除く。）を参考として風景の保護上適切な配慮がされるよう指導する。

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	全 域	①基本方針 (1) 建築物の規模、配置、デザイン、色彩等は、周辺の自然景観が主体となるよう、控え目でかつ周辺の自然環境と調和が図られたものとする。 (2) 背景となる山の稜線を、工作物の屋根及び外壁の線でさえぎらないこと。（視点は主要利用地点及び主要道路とする。） ②規模 設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とし、壁面は主要道路から極力後退させるものとする。 なお、建築物の規模は、一辺の長さ 50m以下であること。 ③配置 水平投影面積 10 m²以下の小規模な車庫、倉庫等を除き複数の建築物を建設する場合には、各棟間は 10m以上離すこと。 ④外部意匠 (1) 屋根 ア 屋根形状は、原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とし、勾配は 10 分の 2 以上とする。ただし、水平投影面積 10 m²以下の小規模な車庫、倉庫等を除く。 イ 色彩は原則として灰黒系色又は焦げ茶色とする。 (2) 壁面 努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとし、色彩は、茶系色、ベージュ色、クリーム色、灰色とする。 (3) 複数の建物のある敷地では、全体の調和を図るため、デザインや色彩を統一すること。 ⑤附帯施設 (1) 外柵は原則として生垣、築地等とし、ネットフェンス等による場合は、できる限りフェンスの道路側に植栽を行うこと。

		(2) 擁壁等は、自然石積、丸太積、あるいは自然物の材質、色調等を模した疑岩ブロック積工法により施工すること。ただし、通常公園利用者から見えない位置にあってはこの限りでない。 (3) 駐車場は、建築物の下にスペースをとるか、周囲を樹林又は植栽で隠蔽すること。 (4) 門柱、標識、照明灯等は、周囲の雰囲気荒らさないような、落ちついたデザイン、材質、色彩とすること。 ⑥修景緑化方法 支障木の伐採は必要最小限とし、道路側の樹木は極力残すものとする。 また、工事により裸地化した場所や建築物の周囲等については、可能な限り当該地域に生育する植物と同種の植物により、修景のための緑化をすること。
(2)道 路	全路線	①基本方針 道路の新築及び増改築に当たっては、自然環境及び風致景観に及ぼす影響が最小となるような路線及び工法を選定するものとし、次の点に留意する。 (1) 安全性に配慮した上で、地形の改変が少ない線形とし、切・盛土量の削減、改変面積の縮小等を図る。 (2) 野生動物の生息環境の保全及び沿道修景や通景線の確保等道路景観の形成に配慮するものとする。 ②附帯施設の取扱い (1) 交通安全施設 眺望及び風致の優れた箇所には、ガードレールの使用は避け、極力ガードケーブル、ガードパイプ等を使用する。やむを得ずガードレールを使用する場合は亜鉛メッキ仕上げのものか、又は、焦げ茶色に塗装したものとする。ロックネット、ロックフェンス等は亜鉛メッキ仕上げのものを使用するか、又は、灰系色若しくは焦げ茶色に塗装する。 (2) 建築物 以下に定める要件に適合したものとする。 ア 規模 最高部の高さは13m以下とする。 イ 屋根 (ア) 切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。 (イ) 勾配は10分の2以上とする。 (ウ) 色彩は原則として灰黒系色又は焦げ茶色とする。 ウ 壁面 努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとする。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、茶系色、ベージュ系色、灰系色とする。 ③法面処理方法 (1) 法面は可能な限り当該地域に生育する植物と同種

		の植物により緑化するものとする。 (2) 切土及び盛土に当たっては、周辺の地形、植物の状況に応じ、ラウンディング等を行うこと等により、風景になじませる工法を採ることとする。 (3) 擁壁を公園利用者から望見される場所に設置する場合は、原則として自然石若しくは自然石に模したブロックの使用又は自然石に模した表面仕上げを行うものとする。 (4) コンクリート吹付及びモルタル吹付は、通行の安全確保上代替工法がないと認められる場合に限り認めるものとする。その場合でもつる性植物等による緑化や黒色顔料を混入する等風致上の支障の軽減に努めることとする。 (5) 法面の緑化手法については、風致景観及び生態系の早期回復を目標とするために、社団法人道路緑化保全協会「環境庁委託調査国立公園内道路法面緑化状況調査報告書」(1996)で提案されている工法を可能な限り取り入れることとする。 ④橋梁 (1) 橋梁のデザインは、単純なものとする。 (2) 色彩は、明度の高いものを避け、茶系色、灰系色等周囲の風景に調和したものを採用する。 ⑤残土処理方法 発生残土は原則として、公園区域外に搬出するものとする。やむを得ず公園区域内で処理しなければならない場合には、次の各号に掲げる要件に適合したものとする。 (1) 風致上及び自然環境の保全上の支障のない位置であること。 (2) 土砂を流出又は崩壊させないための措置が十分講じられていること。 (3) 処理跡地は、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景緑化されるものであること。 ⑥修景緑化方法 (1) 支障木で移植可能なものについては、極力移植するものとする。 (2) 工事に伴い裸地化した場所は、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化するものとする。 (3) 道路改良に伴い生ずる廃道敷部分については、原則として舗装を撤去し、必要に応じて客土の上、当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化するものとする。
(3)屋外運動施設	全 域	①基本方針 (1) 施設等が主要利用拠点又は、主として公園利用に供される道路から望見される場合は、施設の周辺に当該地域に生育する樹木と同種の樹木により修景の

		ための緑化を行う。 (2) テニスコートの舗装面の色彩は、赤褐色系、暗緑系、焦げ茶色、暗灰色のいずれかとする。 フェンスの色彩は、暗緑系、焦げ茶色、暗灰色（亜鉛メッキを含む）とする。
(4)電 柱	全 域	①基本方針 (1) 電線路は、原則として、主たる公園利用道路沿線、主要展望地点及びこれらから見た展望方向への設置は避ける。なお、やむを得ず道路沿いに設置する場合には、原則として主要展望方向の反対側に設置するものとする。 (2) 主要利用地点周辺において展望の妨げになる場合については、原則として地下埋設とし、既存の電線で景観を阻害する位置にあるものについては、建替え時に地下埋設とする。 (3) 電力柱と電話柱が並列する場合は、原則として共架とする。 ②色彩 木柱以外を使用する場合は、原則として焦げ茶色とする。
(5) 鉄 塔 アンテナ	全 域	①基本方針 (1) 主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。 (2) 高さ、本数とも必要最小限とすること。 (3) 複数のパラボラアンテナ等が設置される場合は、共架とするよう指導する。 ②修景緑化 設置位置がやむを得ず公園利用地点に隣接するような場合には、違和感を緩和するため、工作物の周囲に修景のための植栽を行う。 ③ 色彩 鉄塔の色彩は、主要な展望地点から見たときに鉄塔が背景の森林内に納まって見える場合は、焦げ茶色とし、スカイラインから上に出る場合は暗灰色とする
(6)砂防、治山 施設	全 域	①基本方針 主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。 ②工法 (1) 公園利用者から望見される場所に設置する工作物は、原則として自然石を使用するか、自然素材の材質、色調等を模した材料又は表面仕上げにより施工する。 (2) 資材運搬施設のための道路、索道等の設置に当たっては、支障木の伐採等自然への影響を必要最小限にとどめるよう配慮するとともに、それらの行為完了後は跡地を整理し原状回復を図ること。なお、緑

		化が必要な場合は周囲の植生と同種の植物により緑化することとする。
2 木竹の伐採	全 域	①基本方針 (1) 地域の風致、景観及び野生動物の生息環境保全に配慮した施業とし、亜高山性針葉樹林等自然性が高い森林や巨樹等貴重な樹木については、極力保全を図る。 (2) 主要利用地点の周辺、林縁部や道路沿い等においては、伐採時期を考慮し、利用環境の保全に配慮する。 (3) 展望を確保するための伐採は、必要最小限の範囲にとどめる。
3 土石の採取	全 域	①基本方針 (1) 災害防止、学術研究、温泉ボーリング（期間を定めたものに限る。）のため等特に必要なもの以外は、原則として許可しない。 (2) 温泉ボーリングについては、掘削後に予定される引湯管等の施設計画が、周辺の風致景観の保護上支障のない計画となっていることとする。
4 広告物 (1)指導標 案内板	全 域	①基本方針 (1) 目的を達成する範囲で必要最小限にとどめ、広告物等は 主要展望方向を避けて設置する。また、複数の標識は極力集合看板とし、規模は必要最小限とする。 (2) 駐車場、広場、道路等に設ける案内標識は、その利用上及び管理上支障のない位置に必要最小限の数を設置するものとする。 (3) 同一地点に複数の広告物等を設置する場合には、極力統合を図るものとする。 (4) 同一地区内に設置される広告物については、地元の協力のもと極力基本的デザイン、色彩の統一を図るものとする。 ②色彩等（法令等に特に定める場合を除く） (1) 地色は木材・石材の自然色、黒色及び茶系色とし、文字等は白色及び黒色を基本とする。 (2) 総合案内板等で地図を表示する必要がある場合は、地図の表面に限り、上記以外色彩も使用できるものとする。 ③維持管理 腐朽、破損若しくは退色した場合、又は必要がなくなった場合には、速やかに補修又は撤去するよう指導する。
(2) 営業用広告物	全 域	①基本方針 商標広告及び営業地以外での社名広告（いわゆる野立て看板）「のぼり」の設置は認めない。

(3)文学碑 彫刻美術品 等	全 域	①基本方針 (1) 彫刻美術品等を装飾の目的で道路沿線、園地、広場等公園利用者の目にふれる場所への設置は認めない。ただし、地方公共団体又は公的機関が、当該地と密接な関係を持つ人物等の記念像を設置する場合はこの限りでない。 (2) 遭難や事故の慰霊碑等の設置は認めない。
5土地の形状変更	全 域	①基本方針 残土処理のための土地の形状変更は、原則として認めない。ただし、次の各号に定める要件に該当するものにあつてはこの限りでない。 (1) 公益上必要と認められるものであつて、公園区域外の発生残土・廃棄物等を持ち込む計画でないこと。 (2) 風致保護上の支障が少ない位置で、跡地が、早期に緑化される計画になっているもの。
6植物の採取・動物の捕獲	全 域	①基本方針 (1) 許可する対象者は、原則として、研究実績（研究・調査の実績、経歴を証明できる学術的論文及び経歴書等を添付させる。）のある研究者に限定（同好会、趣味の団体、営利企業者は対象としない）する。 なお、卒業論文等（修士、博士論文）のために必要とする学生については所属長の推薦書がある場合に限り認めるものとする。 (2) 既存資料を活用できる場合は極力それを活用し、採取又は捕獲数を必要最小限とする。基本的には1種当たり3点以内に制限する。ただし、動物の捕獲後再び放つ場合にあっては、この限りでない。 (3) 長期にわたる行為については、全体計画を示し、期間は必要最小限とする。なお、申請は毎年とし前年の状況を明記すること。 (4) 学術研究成果は、公園の保護管理に資するため提出すること。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園及び国定公園事業取扱要領」（平成6年9月30日環自計第174号・環自国第541号）によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
1 道路（車道）	全路線	①基本方針 車道の新築及び増改築に当たっては、安全性に配慮した上で、地形の改変が少ない線形とし、自然環境及び風致に与える影響を最小に抑えるものとする。 ②附帯施設の取扱い 第5 2（1）1（2）道路と同様とする。 ③法面処理方法 第5 2（1）1（2）道路と同様とする。なお、富士宮口登山線道路（車道）（通称「富士山スカイライン」）の法面緑化に当たっては、当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化を図る。 ④橋梁 第5 2（1）1（2）道路と同様とする。 ⑤残土処理方法 第5 2（1）1（2）道路と同様とする。 ⑥修景緑化方法 第5 2（1）1（2）道路と同様とする。 ⑦管理方法 (1) 路傍展望地点等については、風致に支障のない範囲で、展望の確保に留意するものとする。 (2) 指導標、案内板は、表示面等の補修等維持管理に十分配慮するとともに、老朽化した施設は、速やかに立替えるものとする。
2 道路（歩道）	全路線	①基本方針 道路（歩道）は、自然とのふれあいを促進するための基本的な施設であり、適切な整備及び維持管理が必要である。 (1) ルートは、単に最短距離で目的地に至るものではなく、興味地点を有効につなぎ、沿線の自然に親しみ、自然を学習できるルートとするものとする。 (2) 整備にあたり歩行者の安全確保に配慮するとともに、洗掘により周囲の自然環境に悪影響を与えないようにするものとする。 (3) 既に浸食等により荒廃の生じた部分については、土留め等により土壌の安定化を図るとともに、植生回復のための必要な方策を検討するものとする。 (4) 沿道の興味地点には、快適に利用するための休憩施設等を設置するものとする。 ②附帯施設の取扱い ベンチ等附帯施設は、必要最小限の規模にとどめるものとし、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境に調和するようなデザイン、材質、色彩とする。

		(1) 建築物 次の各号に掲げる要件に適合したものとする。 ア 規模 最高部の高さは13m以下とする。 イ 屋根 (ア) 切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。 (イ) 勾配は10分の2以上とする。 (ウ) 色彩は原則として灰黒系色又は焦げ茶色とする。 ウ 壁面 努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとする。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、茶系色、ベージュ色、灰色とする。 (2) 標識については、関係機関等と協議の上、同一路線でのデザインの統一を図るものとする。なお、規模、デザイン、色彩は、環境庁自然保護局：「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」（1997年）を参考とする。 ③管理方法 (1) 管理体制を明確にするとともに、危険個所の点検及び草刈り、清掃等を定期的実施するものとする。 (2) 利用によって生ずる歩道及び歩道周辺の植生破壊、地形の荒廃、動植物の採取等自然環境への影響の防止のため制札、立入禁止柵等の整備を図るものとする。 (3) ゴミ箱等は、十分な管理と回収が可能な場所以外には、設置しないものとし、ゴミの投げ捨て防止、ゴミ持ち帰り運動のPRを図るものとする。 (4) 主要路傍展望地点等における展望の確保を図る。 (5) 設置した指導標は、巡視活動等を行い維持管理に十分配慮するものとする。 また、老朽化した標識類は、設置者の責任において修理、更新を行うものとする。
3園地	田貫湖を除く全域	①基本方針 園地は、利用の拠点となる重要な施設であり、公園利用の増進を図る意味で地域の特性を活かした施設を計画的に整備する。 ②附帯施設の取扱い 附帯施設は必要最小限の規模にとどめるものとする。休憩所、展望施設、公衆便所、駐車場、案内所等の便益施設を設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境に調和したデザインとする。 なお、施設の規模及びデザイン等については、次の各号に掲げる要件に適合したものとする。 (1) 建築物 ア 規模 最高部の高さは13m以下とする。 イ 屋根 (ア) 切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。 (イ) 勾配は10分の2以上とする。

(ウ) 色彩は原則として灰黒系色又は焦げ茶色とする。

ウ 壁面

努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとする。

また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、茶系色、ベージュ色、灰色とする。

(2) 標識類

園地全体としての統一のとれたデザインとし、自然に対する理解を深め、利用の効果を高めるため適切に設置するものとする。なお、規模、デザイン、色彩は、環境庁自然保護局：「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」（1997 年）を参考とする。

(3) 駐車場

風致上支障のない範囲内において、利用者数に見合った規模を確保する。

③管理方法

(1) 管理体制を明確にするとともに、快適で安全な利用環境を維持するよう努めるものとする。

(2) 危険個所及び自然環境等の保全上必要な場所には、防護柵、注意標識等を設置し、利用の安全及び自然環境の保全を図るものとする。

(3) ゴミ箱は、十分な管理と回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミの投げ捨て防止、ゴミの持ち帰りのPRを図るとともに、園路、広場の草刈り、園地内の清掃等を定期的に実施するものとする。

(4) 展望台の展望方向は、良好な展望を確保するものとする。

(5) 遊休化した施設及び老朽化の著しい施設については、速やかに撤去するものとする。

①基本方針

小田貫湿原の沿線及びその背後の山域において湿原の保全に留意しつつ、自然観察、休憩等のための施設を整備する。

②附帯施設の取扱い

附帯施設は充実したフィールド内での体験機能及び休憩所、展望施設、公衆便所、駐車場、案内所等の便益施設を設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境に調和したデザインとする。

なお、施設の規模及びデザイン等については、次の要件に適合したものとする。

(1) 建築物

ア 規模

最高部の高さは13m以下とする。

イ 屋根

(ア) 切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。

(イ) 勾配は10分の2以上とする。

(ウ) 色彩は原則として灰黒系色又は焦げ茶色とする。

ウ 壁面

努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついた

		ものとする。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、茶系色、ベージュ色、灰色とする。 (2) 標識類 園地全体としての統一のとれたデザインとし、自然に対する理解を深め、利用の効果を高めるため適切に設置するものとする。なお、規模、デザイン、色彩は、環境庁自然保護局：「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」（1997 年）を参考とする。 (3) 駐車場 風致上支障のない範囲内において、利用者数に見合った規模を確保する。 ③管理方法 (1) 管理体制を明確にするとともに、快適で安全な利用環境を維持するよう努めるものとする。 (2) 危険箇所及び自然環境等の保全上必要な場所には、防護柵、注意標識等を設置し、利用の安全及び自然環境の保全を図るものとする。 (3) ゴミ箱は、十分な管理と回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミの投げ捨て防止、ゴミの持ち帰りのPRを図るとともに、園路、広場の草刈り、園地内の清掃等を定期的実施するものとする。 (4) 展望台の展望方向は、良好な展望を確保するものとする。
4 宿 舎	田貫湖	①基本方針 各地域の利用形態に対応し、快適な利用を促進する宿泊施設を自然景観との調和に配慮して整備するものとする。 なお、事業の対象とする宿舎は、事業決定された地域内の宿舎の用に供する建築物のうち、旅館業法による許可を得たもの又は得る見込みのあるもので、宿泊定員 20 名以上で、特定の人を対象とするものでないものとし、②から⑦の要件に適合したものとする。 ②規模 (1) 施設の立地は主たる展望方向を避けたものとし、建築物の規模は、原則として一辺の長さ 90m 以下であること。建築物の最高部の高さは、20m 以下とする。 (2) 壁面は道路及び敷地境界線からできる限り離れていること。 ③デザイン、色彩、材料 次の要件に適合したものとする。 なお、現在これと異なる場合にあっては、改築時等に統一を図るものとする。 (1) 屋根 第 5 2 (1) 1 (1) 建築物④と同様とする。 (2) 壁面 第 5 2 (1) 1 (1) 建築物④と同様とする。 ④附帯施設の取扱い (1) 駐車場は、原則として風致上支障のない範囲内におい

		て、収容力に見合うよう確保するものとする。 (2) 塀等の遮蔽物は、原則として設けないものとし、やむを得ず設けなければならない場合には、生け垣等風致に配慮した方法を用いるものとする。 (3) 広告物を建築物等に掲出又は表示する場合は、次の要件に適合したものとする。 ア 広告物は、できるだけ建築物下部に設置されること。 イ 材料は、原則として木材・石材等の自然材料であること。 ウ 色彩は、木材・石材等の自然材料を用いる場合を除き、原則として焦げ茶色（焼板仕上げも可）とし、文字は原色を避け、原則として白色又は黒色とする。 エ 照明を用いる場合にあっては、原則として白色のスポットライトを使用した外部からの照明とし、動光又は点滅を伴わないものであること。 オ 蛍光塗料のバーミリオン（朱色）等必要以上に強い印象を与える色彩を用いたものでないものとする。 (4) 擁壁には、原則として自然石、自然石を模したブロック、緑化ブロック、その他風致景観に配慮した工法を用いるものであること。 やむを得ずコンクリート擁壁を用いる場合には、壁面を自然石に模した表面仕上げとする。 (5) 汚物の処理については、田貫湖及び付近の河川の環境を清潔に保つため水質を汚染しないよう十分配慮するものとする。 ⑤修景緑化方法 (1) 工事に伴う支障木の伐採は、必要最小限とする。 (2) 敷地の道路側及び建築物の正面には、極力修景のため高木性樹種により植栽を行う。 ⑥管理運営方法 管理運営体制を明確にするとともに、公園利用者に対する良好なサービスに努め、日常的に敷地内の清掃・整頓等を実施する等、公園利用施設として適正に管理する。 ⑦その他 敷地の造成については、できる限り現地形を生かし、切土、盛土を少なくするよう配慮する。
	花鳥山脈	①基本方針 (1) 各地域の利用形態に対応し、快適な利用を促進する宿泊施設を自然景観との調和に配慮して整備するものとする。なお、事業の対象とする宿舎は、事業決定された地域内の宿舎の用に供する建築物のうち、旅館業法による許可を得たもの又は得る見込みのあるもので、宿泊定員20名以上で、特定の人を対象とするものでないものとし、②から⑦の要件に適合したものとする。 (2) 同程度の規模の宿舎が複数で存在する地点にあっては、高さ、壁面線、デザイン等極力景観としての統一を図る。 ②規模 (1) 建築物の規模は、地域の自然環境条件等から風致の保

護に大きな影響がない範囲であって、一辺の長さ 50m以下であること。

(2) 壁面は道路及び敷地境界線からできる限り離れていること。

(3) 最高部の高さは20m以下とする。

③デザイン、色彩、材料

次の要件に適合したものとする。

なお、現在これと異なる場合にあっては、改築時等に統一を図るものとする。

(1) 屋根

第5 2 (1) 1 (1) 建築物④と同様とする。

(2) 壁面

第5 2 (1) 1 (1) 建築物④と同様とする。

④附帯施設の取扱い

(1) 駐車場は、原則として風致上支障のない範囲内において収容力に見合うよう確保するものとする。

(2) 塀等の遮蔽物は、原則として設けないものとし、やむを得ず設けなければならない場合には、生け垣等風致に配慮した方法を用いるものとする。

(3) 広告物を建築物等に掲出又は表示する場合は、次の要件に適合したものとする。

ア 広告物は、できるだけ建築物下部に設置されること。

イ 材料は、原則として木材・石材等の自然材料であること。

ウ 色彩は、木材・石材等の自然材料を用いる場合を除き、原則として焦げ茶色（焼板仕上げも可）とし、文字は原色を避け、原則として白色又は黒色とする。

エ 照明を用いる場合にあっては、原則として白色のスポットライトを使用した外部からの照明とし、動光又は点滅を伴わないものであること。

オ 蛍光塗料のバーミリオン（朱色）等必要以上に強い印象を与える色彩を用いたものでないものとする。

(4) 擁壁には、原則として自然石、自然石を模したブロック、緑化ブロック、その他風致景觀に配慮した工法を用いるものであること。

やむを得ずコンクリート擁壁を用いる場合には、壁面を自然石に模した仕上げとする。

(5) 汚物の処理については、田貫湖及び付近の河川の環境を清潔に保つため水質を汚染しないよう十分配慮するものとする。

⑤ 修景緑化方法

(1) 工事に伴う支障木の伐採は、必要最小限とする。

(2) 敷地の道路側及び建築物の正面には極力修景のため高木性樹種により植栽を行う。

⑥管理運営方法

管理運営体制を明確にするとともに、公園利用者に対する良好なサービスに努め日常的に敷地内の清掃・整頓等を実施する等、公園利用施設として適正に管理する。

⑦その他

		敷地の造成については、できる限り現地形を生かし、切土、盛土を少なくするよう配慮する。
5 野営場	田貫湖	①基本方針 田貫湖の有する湖水、湿原、河川、針葉樹林、広葉樹林等の多様な自然環境を活かして、長期間滞在しながらゆとりを持って、良質な自然とのふれあいを体験するために、活動の拠点となるコテージ等の施設を整備をするものとする。 ②附帯施設の取扱い 附帯施設は充実した休憩機能、宿泊機能、並びにフィールド及び利用者の管理・運営機能の確保を図る。 また、施設の形態、構造、デザイン等の検討に当たっては、地域文化の積極的活用を図るとともに、高齢者や身障者等を含む多様な利用者層への配慮を図る。 施設の整備に当たっては、貴重な動植物等の保全、省エネルギー・省資原型の施設の導入を検討する等して、周辺自然環境の保全に十分配慮する。 汚物や廃棄物の処理については、野営場内の環境を清潔に保つため、また、湖沼や河川の水質を汚染しないよう充分配慮して関係施設を配置する。 なお、施設の規模及びデザイン等については、次の要件に適合したものとする。 (1) 建築物 ア 規模 最高部の高さは13m以下とする。 イ 屋根 (ア) 切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。 (イ) 勾配は10分の2以上とする。 (ウ) 色彩は原則として灰黒系色又は焦げ茶色とする。 ウ 壁面 努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとする。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、茶系色、ベージュ色、灰色とする。 (2) 標識類 野営場全体として統一のとれたデザインとし、自然に対する理解を深め、利用の効果を高めるため、案内解説板等を適切に設置するものとする。なお、規模、デザイン、色彩は、環境庁自然保護局：「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」（1997年）を参考とする。 (3) 駐車場 風致上支障のない範囲内において、利用者数に見合った規模を確保する。 ③修景緑化方法 (1) 適度な緑陰と快適な空間を確保するため、コテージ周辺には立木を残し、必要な場所に植栽等を行う。 (2) 樹木の植栽にあたっては、野鳥とのふれあいができるよう実のなる樹種を選定すること。

		④管理運営方法 (1) 管理体制を明確にするとともに、快適で安全な利用環境を維持するよう努めるものとし、次の事項に配慮するものとする。 (2) 危険木等を除去する等利用の安全対策について適切な処置を講ずるものとする。 (3) ゴミの持ち帰り等の啓発活動を実施するものとする。 (4) 野営場内（特にテントサイト）の表土の流出を防ぐため、土留、排水等適切な施設を整備するものとする。 (5) 遊休化した施設及び老朽化の著しい施設については、速やかに撤去する。 ⑤その他 野営場内での風紀の維持、清潔の保持に努めるとともに、周辺の自然環境を保持するため、次の事項について、適切な方法で利用者指導を行う。 (1) 静穏の保持に関すること。 (2) ゴミの処理を適切に行う。
6 駐車場	須 走	①基本方針 富士登山及び小富士周辺の自然探勝利用拠点として機能するよう整備を図るものとする。 ②附帯施設の取扱い 附帯施設は必要最小限の規模にとどめるものとする。園地、休憩所、公衆便所、案内所の便益施設を設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境に調和したデザインとする。 なお、施設の規模及びデザイン等については、次の要件に適合したものとする。 (1) 建築物 ア 規模 最高部の高さは13m以下とする。 イ 屋根 (ア) 切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。 (イ) 勾配は10分の2以上とする。 (ウ) 色彩は原則として灰黒系色又は焦げ茶色とする。 ウ 壁面 努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとする。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は茶系色、ベージュ色、灰色とする。 (2) 標識類 駐車場全体としての統一のとれたデザインとし、自然に対する理解を深め、利用の効果を高めるため、案内解説板等を適切に配置する。なお、規模、デザイン、色彩は、環境庁自然保護局：「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」（1997年）を参考とする。 ③管理方法 管理体制を明確にするとともに、事故防止に十分配慮する。

	西臼塚	①基本方針 周辺にあるヤマボウシやブナの自然林を採勝する利用者のためや富士山スカイラインにおける自動車利用適正化対策としてのマイカー規制のための基地として整備を図るものとする。 ②附帯施設の取扱い 須走と同様とする。 ③管理方法 須走と同様とする。
7 給油施設	高鉢交差点	①基本方針 利用者のための必要最小限の施設として整備するものとする。 商標の掲出は必要最小限とし、防火壁等の色彩は自然景観との調和に配慮する。 ②附帯施設の取扱い (1) 建築物 以下に定める要件に適合したものとする。 ア 規模 最高部の高さは13m以下とする。 イ 屋根 (ア) 切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。 (イ) 勾配は10分の2以上とする。 (ウ) 色彩は原則として灰黒系色又は焦げ茶色とする。 ウ 壁面 努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとする。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、茶系色、ベージュ色、灰色とする。
8 博物展示施設	西臼塚 田貫湖	①基本方針 西臼塚については環境教育活動及び富士山地域の情報発信基地としてビジターセンターの整備を図るものとする。 田貫湖については雄大な富士山の景観を背景とした、本地域の優れた自然を解説し、情報を提供する自然体験ハウスの整備を図るものとする。 ②規模等 地域の風致景観に配慮したデザインとし、規模が過大とならないよう配慮する。 ③外部意匠 (1) 屋根 ア 10 m²以下の小規模な車庫、倉庫等を除き原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。 イ 勾配は10分の2以上とする。 ウ 色彩は原則として灰黒系色又は焦げ茶色とする。 (2) 壁面 努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとし、色彩は、茶系色、ベージュ色、クリーム色、灰色とする。

		③附帯施設 (1) ビジターセンター周辺の自然と一体となった利用ができるよう、自然観察路等の野外フィールドを整備する。 (2) 駐車場、公衆便所等の附帯施設は、自然の状況、利用性等を勘案して適切な規模、配置、構造とする。
--	--	---

3 地域の開発、整備に関する事項

(1) 自然公園施設

富士山南麓地域については、公園利用の拠点として自然条件、社会条件等に優れた田貫湖集団施設地区について、地域の自然とのふれあい拠点となるような施設の整備を図るものとする。

また、天子山系、長者ヶ岳、猪之頭、白糸の滝、越前岳等の自然歩道利用に対して、沿線には園地等の利用施設の整備拡充を図るものとする。

さらに、近年、一合目から五合目までの旧登山道を利用する者が増えつつあるので、指導標、解説板の再整備を図り、自然探勝等の利用促進に努めるものとする。

(2) 一般公共施設

県及び市町村が行う一般公共施設の整備については、次年度の計画について前年度末までに、公共事業ヒアリング等により工事計画を把握し、公園計画との有効かつ円滑な調整を図るものとする。

(3) その他の大規模開発

周辺の自然環境に与える影響が著しいと予想される大規模な開発については、環境影響調査を実施し、風致、植生、野生動物等の自然環境の保全に対して影響がないよう十分配慮するものとする。

4 土地及び事業施設の管理に関する事項

(1) 国有財産の管理

自然塾

富士山南麓管理計画区の環境庁所管地は、富士宮市田貫湖に4,88haあり、この土地は田貫湖集団施設地区内の一部で田貫湖自然塾として整備される。

第6 利用者の指導等に関する事項 (各管理計画区共通)

1 自然解説

本公園は、富士山を中心とした山麓の富士五湖等自然の風景地であるばかりではなく、学術的にも貴重な自然を豊富に含む地域であり、年間を通して利用者が多い。本地域へのアクセスとして高速交通網が発達しており、約7割が日帰り利用で滞在時間が短い。そのため、自然公園の適正な利用の目的である自然を楽しむ、自然から学ぶ機会が少ない。このような利用状況を念頭に置いて、今後は、各地域の実状にあった以下のような自然解説等利用者指導の充実を図るものとする。

- (1) 環境庁、県、市町村等が一体となって、自然に親しむ運動や利用者の指導を展開するものとする。
- (2) 自然に親しみ、健全な野外活動を促進するための基地として設置されるふれあい自然塾及び国民休暇村等の活用を図り、それらの活動への適切な指導、協力を行うものとする。
- (3) 民間の事業者が、主体的に自然解説や利用者の指導を行えるよう、必要な指導、助言を行うものとする。
- (4) 自然公園指導員や各種関係団体との連絡を密接に保ち、活動への適切な指導、協力を図るものとする。
- (5) ビジターセンターの整備を検討するに際しては、関係機関、地元等との協力を確保し、管理や利用のための計画等ソフト面での計画を検討した上で、建物や展示物等ハード面での整備を図るものとする。
- (6) よりきめの細かい利用指導や利用者の自然保護思想が高まるよう、自然公園指導員の積極的な活動の推進やパークボランティア制度の導入、育成を図るものとする。

2 利用者の誘導、規制

(1) 誘導

富士山地域の利用は、主に五合目に集中し、富士山を見上げ、眼下に広がる富士山麓の大樹海を見おろす風景観賞が大半である。近年、一合目から五合目まで、山麓部に広がる広葉樹、針葉樹の自然林や、標高により異なる各種野鳥類が見られる登山道を歩いて登る利用者が増えつつある。

しかし、現在の登山道は、未整備部分が多いので、今後、歩道及び案内板等の整備を行い、新たな利用促進に努めることにより、過度の利用集中がみられる五合目から山麓部への利用の誘導を図るものとする。

(2) 規制

- ① 野営場（野営指定地を含む。）以外でのキャンプ禁止を徹底する。
- ② 高山植物の踏み荒らし、盗採等の防止を図るため、関係機関との連絡調整を密にするとともに、合同パトロール等を充実する。
- ③ 関係自治体、山岳団体、公園事業者等に広く協力を求め、自然保護思想や公園利用者のマナーを普及啓発させるための事業を推進する。
当該管理計画区にあっては、特に以下の点について重点的に取り組むこととする。
 - ア 利用者に対し、ゴミや残飯等が野生動物に与える影響を理解させるとともに、「ゴミ持ち帰り運動」をより一層推進する。なお、関係機関、美化清掃団体、サブレンジャー等により、その周知徹底を図るものとする。
 - イ パラグライダー等の利用については、安全面や他の利用者に対する影響並びに自然環境への影響等が考えられるので、場所の選定等適切な指導を検討する。
 - ウ マウンテンバイクの登山道への乗り入れは、歩行者の安全を損なうばかりではなく、歩道施設の損傷及び高山帯の脆弱な周辺環境を破壊する恐れがあるため、今後とも持ち込まないように指導を行う。
 - エ ここ数年来、オフロード車、オフロードバイクの乗り入れが著しく、それに伴う樹木の損傷、植生の荒廃、自然地形の改変等が自然環境保全上の問題となっている。このような地域についてオフロード車等の乗入れを規制し、貴重な自然環境の保護を図るものとする。

3 利用者の安全対策

関係機関、公園事業執行者と協力しつつ、天候や登山道の状況等を適切に把握し、登山者に迅速に情報提供できる体制の検討を進める。

4 快適な利用の維持対策

快適な利用の維持対策については次のとおりとする。

(1) ヘリコプター（軽飛行機を含む）等

ヘリコプター等による遊覧飛行については、野生動植物に対する悪影響や、地上の公園利用者や地域住民に対し騒音、心理面その他で著しく不快の念を与える場合が多いので行わないよう指導する。

(2) 拡声器の使用

各種施設から客寄せ等のために発せられるアナウンス、音楽等は、利用者に対して不快の念を与える場合が多いので、音量や時間帯について十分配慮するよう指導する。

第7 地域の美化修景に関する事項（各管理計画区共通）

山梨県、静岡県、関係市町村、民間団体等を構成員とする富士山美化推進会議により、本地域の美化推進活動の企画推進が行われている他、以下の美化清掃団体が、環境庁の国立公園清掃活動費補助金を受けて実施している。今後とも、利用者へのゴミ持ち帰りの普及啓発活動や、清掃活動が適切に行われるよう関係機関、団体、民間事業者、ボランティア等の協力を得て実施する。

(1) 美化清掃計画

ア 富士山地区

八合目以上は環境庁サブレングヤー、五合目から七合目までは富士山をきれいにする会、富士山及び周辺美化推進協議会及び富士山をいつまでも美しくする会がこの地区の美化清掃にあたっている。

イ 富士山北麓地区

山梨県、関係市町村の他、富士山をきれいにする会、富士山及び周辺美化推進協議会がこの地区の美化清掃にあたっている。

ウ 富士山南麓地区

静岡県、関係市町村の他、富士山をいつまでも美しくする会がこの地区の美化清掃にあたっている。

(2) 修景緑化計画

ア 各種工事にあたっては、現存植生を極力保持する措置を講じ、やむを得ず支障となる表土及び植物は、仮置き仮植のうえ活用するよう指導する。

イ 修景緑化にあたっては、自然回復による緑化を助ける措置を講じたり、当地域の植生に適合したものをを用いる等、原則として当地域以外に生育する植物の種類を用いないよう指導する。

第8 その他関連事項 (各管理計画区共通)

関係地方公共団体の指導育成

各種連絡協議会、自然保護や美化清掃を目的とする関係団体に対しては、積極的に交流を図り、その指導育成に留意する。

なお、富士山地域に関係する代表的な各種団体を巻末に記載する(資料 参照)

資料

○主な清掃団体等一覧表

国立公園名	清 掃 団 体 名	主 な 活 動 区 域
富士箱根伊豆	富士山及び周辺美化推進協議会 （財）富士山をきれいにする会 富士山をいつまでも美しくする会 富士山地域美化推進会議	富士山(山梨県側)、富士五湖地区 富士山(山梨県側) 富士山(静岡県側) 富士山地域

＜別添資料 1 ～ 5 67 ～ 71 は別ファイル＞

＜特定地域図 72 ～ 76 は別ファイル＞

＜別図 77 ～ 80 は別ファイル＞

富士箱根伊豆国立公園（富士山地域）管理計画検討会の経緯

1 第1回検討会

- ・日時：平成9年1月21日（火）
- ・場所：山梨県富士吉田市
- ・内容：国立公園管理計画について
富士箱根伊豆国立公園（富士山地域）の概要
富士山地域の問題点
検討委員からの提言
関係行政機関の意見、要望聴取
アンケート調査のお願い

2 第2回検討会

- ・日時：平成9年3月10日（月）
- ・場所：静岡県富士宮市
- ・内容：管理計画の検討事項抽出、検討
管理計画骨子（案）の説明、検討

3 第3回検討会

- ・日時：平成9年11月13日（木）
- ・場所：山梨県富士吉田市
- ・内容：管理計画（素案）の説明、検討

4 第4回検討会

- ・日時：平成9年12月16日（火）
- ・場所：静岡県富士宮市
- ・内容：管理計画（案）の説明、検討

5 中央連絡会議

- ・日時：平成10年2月6日（金）
- ・場所：環境庁本庁
- ・内容：管理計画（案）の説明、調整

6 第5回検討会

- ・日時：平成10年3月16日（月）
- ・場所：山梨県富士吉田市
- ・内容：管理計画（案）の検討、成案

「富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画検討会」名簿

(検討員)

〈学識経験者〉

大月短期大学経済科	教 授	田中 収 (地形)
山梨大学工学部	教 授	花岡利幸 (都市計画)
静岡大学理学部	教 授	増沢武弘 (生物)
表富士宮登山組合	組合長	宮崎善旦 (山岳利用)

〈関係行政機関等〉

山梨県環境局景観自然保護課長
商工労働観光部観光課長

静岡県環境部自然保護課長
生活・文化部観光レクリエーション課長

山梨県：富士吉田市長、上九一色村長、下部町長、西桂町長、忍野村長、山中湖村長、
河口湖町長、勝山村長、足和田村長、鳴沢村長

静岡県：富士宮市長、富士市長、御殿場市長、裾野市長、小山町長

〈幹事及び書記並びに調査員〉

幹事 環境庁自然保護局国立公園課長
南関東地区国立公園・野生生物事務局長
国立公園課課長補佐、保護管理専門官、公園計画専門官

書記 環境庁自然保護局国立公園課保護係長、事業係長、計画係長
南関東地区国立公園・野生生物事務所次長
庶務科長
公園保護科長
主査
富士箱根伊豆国立公園船津管理官
沼津管理官

調査員 環境庁自然保護局国立公園課 環境専門員